
令和元年度

朝来市補助金等評価報告書

目次

1 はじめに	1
2 分類別補助制度数	1
3 評価方法	1
4 評価結果	3
5 補助金等評価書（詳細）	3 及び別紙

1 はじめに

令和元年度補助金等評価について、平成 31 年 3 月に策定した補助金等適正化に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、1 次評価（所管課）、2 次評価（企画財政担当課）及び外部評価（朝来市行財政改革推進委員会）を実施した。

については、今後、所管課において関係団体等と十分調整の上、評価結果に応じて要綱等の改廃や次年度以降の予算編成に反映する。

2 分類別補助制度数

分類	説明	制度数
制度的補助金	国・県等の制度に基づいて市の政策判断が及ばず補助するもの	54
個人補助金	社会経済 情勢や人口対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの	31
団体運営費補助金	団体が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な 経費を補助するもの	8
事業費補助金 ソフト事業	公益的なソフト事業の実施に対して補助するもの	57
事業費補助金 ハード事業	公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの	8
評価対象小計		104
合計		158

※太枠がガイドライン適用範囲

3 評価方法

(1) 1 次評価 (104 制度)

所管課による自己評価 (平成 31 年 4 月 : 説明会~令和元年 5 月)

(2) 2 次評価 (104 制度)

総合政策課及び財務課による評価 (令和元年 6 ~ 7 月)

(3) 外部評価 (63 制度)

朝来市行財政改革推進委員会による評価 (全 3 回 : 令和元年 6 月 ~ 8 月)

※特に経過年 (評価時期以上)、交付基準 (×が半数以上)、補助の効果 (×と判定) について着目

【参考①】 評価時期及び実施期間

分類	評価時期	実施期間
個人補助金	3年	原則9年以内
団体運営費補助金	5年	原則10年以内
事業費補助金ソフト事業	3年	原則9年以内
事業費補助金ハード事業	10年	原則10年以内

【参考②】 交付基準

項目	具体的な チェック項目
①補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること
②補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと
③補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと
④補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)
⑤上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること
⑥類似制度の精査	【新設・拡大改正】 ①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継続】 ②類似制度がある場合、統合すること
⑦補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること
【以下、団体運営費補助金のみ】	
⑧重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと
⑨適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること
⑩事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること

4 評価結果

評価判定	説明	1次	2次	外部	まとめ
継続	継続するもの (改正する必要があるか検討するもの)	93	29	5	27
改正	ガイドラインに基づき、要綱等の改正を行うもの	7	47	30	47
改正及び 廃止①	外部評価において意見が割れたもの	0	0	1	0
廃止①	補助制度として廃止するもの	3	10	8	10
廃止②	ガイドラインに基づき、一旦廃止し、 効果検証の上、必要に応じて検討するもの	1	18	19	20
合 計		104	104	63	104

※別紙「補助金等評価書」参照

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

元 年 5 月 7 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金		担当部課	市長公室 秘書広報課		
補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	16	多文化交流の推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
		2 多文化・国際交流	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	国際交流協会支援事業		22	9 年		

1. 事業概要

補助の目的	市民の国際理解を深める交流活動を推進するとともに、在留外国人も地域の一員として安心して暮らせるまちづくりを進めるため。		
補助が必要な理由	国際理解教育の向上、友好交流を深める国際性豊かな市民の育成を図るため。		
補助対象者	市民		
補助対象事業	1. 中学生海外派遣事業【※教育委員会事業】 2. 海外中学生派遣受入事業【※教育委員会事業】 3. その他の交流事業(旧町交流協会事業等) 4. 特認事業(あさご日本語教室、会報発行等)		
補助率／補助額	・補助対象経費の総額の5割以内。 ・市長が別に定める基準による額又は率	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 国際交流・国内交流など多彩な交流が推進されていると感じる市民の割合	40	39	36	40	3	41
② 外国人日本語教室受講者数	17	26	32	32	3	25
補助額	1,708,000	2,373,480	1,483,467	2,600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	270,782	130,170	116,707	124,000	—
一般財源	1,437,218	2,243,310	1,366,760	2,476,000	—	—
一般財源の割合	84.1%	94.5%	92.1%	95.2%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金の完納規定はなじまない 暴力団等の排除規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	事業実施上、食糧費(レセプション)が必要
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	中学生海外派遣事業は補助率の規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	旧町単位である協会について統合に向けて検討委員会を設置し協議を進めていく。市内への外国人労働者が増加していることもあり、「あさご日本語教室」の需要が増えてきている。入管法の改正もあり、行政として企業を含めサポート体制を構築していくことが重要となってくる。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 協会の統合に向けた協議を進めること。
外部	廃止②	・事業主体と事業内容が交錯しており、予算と成果の関係性不明。 ・予算根拠が不明で十分な検証がされないまま、事業が継続されたと推測される。 ・3その他の交流事業は一旦廃止し、交流協会としての事業効果が見込めるのであれば新たに事業申請する。4特認事業は効果が認められないため廃止すべき。
最終		日本語教室は今後ますます重要となり、日本語以外にも風習・風俗・文化も学べる場を検討する必要がある。受講しやすい環境づくりを行いながら、全市的に取り組む必要がある。

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市但馬空港利用促進協議会活動事業補助金	担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市但馬空港利用促進協議会活動事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	231	利便性のある公共交通の確保	分類	事業費補助金ソフト事業	
		3 但馬空港の利用促進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	但馬空港利用促進事業	20	11	年	

1. 事業概要

補助の目的	但馬空港の利用促進				
補助が必要な理由	航空券購入費助成事業、その他但馬空港利用促進に関する事業のため				
補助対象者	朝来市但馬空港利用促進協議会				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・航空券購入費助成事業 ・その他但馬空港利用促進に関する事業 				
補助率／補助額	【助成】片道6,000円以内 【その他】予算の範囲内	上限額	【助成】片道6,000円以内 【その他】規定無し		
上乗せ補助がある 場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 但馬空港搭乗者数	933	1,449	975	902	3	902
②						
補助額	4,374,000	4,954,000	5,189,000	4,269,000	—	—
特定 財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,374,000	4,954,000	5,189,000	4,269,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費が対象外となっていない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	期間を定めてはいないが、長期の継続が必要となる
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	その他事業に上限の規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	3年連続で但馬空港推進協議会が課す目標を達成している
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	但馬の市町として但馬空港利用促進につながる補助であり、継続するのは妥当である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・交通の選択肢を残すためには空港利用促進活動は必要。 ・他地域よりも厚めの補助金額となっているが、その金額の妥当性を見直す余地があるとの指摘あり。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市地方バス路線維持対策補助金	担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市地方バス路線維持対策補助金交付要綱	根拠法令	兵庫県県土整備補助金交付要綱		
総合計画体系	231 利便性のある公共交通の確保	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 バス(路線バス・アコバス)の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	路線バス確保対策事業	元	0 年		

1. 事業概要

補助の目的	公共移送機関たる乗合バス事業者が行う路線バスの運行及び車両購入費について、補助金を交付することによってその存続を図り、地域住民の福祉の向上及び利便性の確保すること		
補助が必要な理由	市民の移動手段である基幹交通の路線バスを維持するため		
補助対象者	バス路線を運行する乗合バス事業者		
補助対象事業	市長が運行維持を図ることが必要と認めるバス路線運行経費 兵庫県市町振興支援交付金交付要綱に基づくバス対策費補助事業に係る車両購入費		
補助率／補助額	補助対象経常費用と経常収益の差額 車両購入費、減価償却費、金融費用 (別添交付要綱第5条)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 路線バス年間利用者数	218,580	204,502	183,393	200,000	3	250,000
② 公共交通機関が利用しやすい(市民アンケート)	18	16	18	18	3	18
補助額	25,202,000	27,078,000	28,316,000	27,078,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	25,202,000	27,078,000	28,316,000	27,078,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	実績に応じた経常損失に対する補助であって、補助率の適用になじまない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	長期間の事業の継続が必須なため
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	×	利用者数減少
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業の目的は市民生活に直結しているため、必要不可欠なものとする。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・ガイドラインに基づき必要な改正を行うこと。 ・補助金交付の要否を判断するための、補填の上限設定または収益基準を設定することが望ましい。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市交通安全協会補助金	担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市交通安全協会補助金要綱	根拠法令			
総合計画体系	212	消防・防犯体制と交通安全の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
		3 交通安全啓発活動の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	交通安全対策事業	19	12	年	

1. 事業概要

補助の目的	交通安全の普及啓発のため		
補助が必要な理由	交通事故の防止に向けて、交通安全の意識の高揚のため		
補助対象者	朝来市交通安全協会		
補助対象事業	(1) 交通安全の普及啓発事業 (2) 交通安全運動に関する事業 (3) 優良運転者の表彰に関する事業 (4) 交通安全教室等の開催に関する事業 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める交通安全事業		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市内における交通事故発生件数	92	60	71	90以下	3	90以下
② 交通安全教室開催回数	74	41	61	65	3	70
補助額	0	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	0	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			実績無しのため、判定不可
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	過去3年で交付実績はないが、判定結果に基づき改正し、補助を実施することを検討する。 交通安全協会からの交付要望が昨年度あった。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止①	実施期間を終了しており、過去3年間の実績ゼロのため、廃止と判断する。
最終		令和元年度に実績があり、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市国際人育成事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市国際人育成事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	11	人財育成・シティプロモーションの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人財育成		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	創生推進人財育成プロジェクト事業		27	5 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	国際的に活躍できる人材の育成及び高等学校及び地域の特色を生かした魅力づくり		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に活躍できる人材を育成し、グローバルリーダーとして朝来市等で活躍する人材を育成する。 ・人材育成の過程において、地域とのつながりを持ち、地域への愛着や誇りを醸成する。 ・魅力ある人材育成事業により、魅力ある高等学校づくりや生徒の確保につなげる。 		
補助対象者	市内の高等学校及び地域団体等(地域自治協議会、区長会、当該高等学校のPTA又は同窓会等市内に設置された団体で営利を目的としないもの)が連携して結成した団体		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際的に活躍できるコミュニケーション能力、問題解決能力等を身に付けたグローバル・リーダーの育成に関する事業 (2) 高等学校及び地域の特色を生かした魅力づくりに関する事業 (3) 関係教育機関との連携による学力向上に関する事業 		
補助率/補助額	規定無し	上限額	規定無し (予算額100万円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 朝来市に誇りや愛着を持つ市民の割合	63	64	62	70	元	70	
② 社会人になっても朝来市に住みたいと思う中学生の割合	53	56	39	55	元	55	
補助額	1,300,000	1,300,000	1,000,000	1,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	1,300,000	650,000	500,000	500,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	0	650,000	500,000	500,000	—	—	
一般財源の割合	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—	
補助件数	1	1	1	1	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	若者の人口流出に対応した施策であるものの、結果として1団体のみの活用となっている。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	補助制度を創設以降、市内の中学生・高校生が連携した英語学習などに取り組んでいるほか、高校のカリキュラムとも連携し、魅力ある学校づくりにつながり、生徒数の確保にもつながっている。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	×	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額補助となっている。 平成30年度実績では、事業費の83%が当該補助金。(その他財源は、参加者負担金など)
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	国際人育成事業の実施及び魅力ある学校づくりにつながる必要経費を積み上げ、補助金額の上限設定していたと思われる。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	魅力ある学校づくりにつながる経費は当該補助金とは別に平成29年度からあることから、平成30年度から補助金額(予算)も減額し、国際人育成事業のみの補助とした。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	英語合宿など参加対象者数(市内中高生)に比べ参加者数が少ない(平成30年度は18人)。事業の効果はあるものの、参加者数、事業経費、事業日数等を総合的に判断し、当初の予定通り廃止が妥当。ただし、学校と地域がつながり魅力ある学校づくりにつなげる事業経費は、今まで通り別途対応することを検討。
2次	廃止①	1次評価のとおり、廃止とする。
外部	廃止①	活動参加者が少なく費用対効果が認められないため廃止。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	未来の朝来人財育成事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市未来の朝来人財育成事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	11	人財育成・シティプロモーションの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人財育成		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	創生推進人財育成プロジェクト事業		29	2 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	朝来市の未来を担う児童・生徒の主体的な行動力を育成し、及び郷土への愛着と誇りを醸成するための活動を実施する団体を支援する。				
補助が必要な理由	市民主体の人財育成事業を促し、推進交付金終了後も市民主体で人財育成の流れをつくる。				
補助対象者	青少年団体、地域づくり団体				
補助対象事業	次のいずれにも該当する事業 (1) 地域の一員として地域に貢献し、及び地域を大切にすることを培う事業 (2) 市での多様な働き方及び仕事の魅力を伝え児童・生徒のキャリア形成に資する事業				
補助率／補助額	1年目20万円、2年目10万円、3年目5万円	上限額	1年目20万円、2年目10万円、3年目5万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 朝来市に誇りや愛着を持つ市民の割合	63	64	62	70	元	70	
② 社会人になっても朝来市に住みたいと思う中学生の割合	53	56	39	55	元	55	
補助額		200,000	100,000	50,000	—	—	
特定財源	国庫支出金		100,000	50,000	25,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	0	100,000	50,000	25,000	—	—	
一般財源の割合	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—	
補助件数		1	1	1	—	—	
実績報告書		○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	市民主体の動きにつなげる呼び水的な役割となる補助制度として創設した。当初、複数の問い合わせをいただいたものの、結果として1団体のみの活用となっている。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	補助事業で関わる市民が多いことから、子どもの人財育成のみならず大人の意識改革や主体的な動きにつながり、効果が大きい。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金の規定無し。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	自律的な動きに繋げるため、補助率を設定せず、定額補助としており、補助率の細かな設定はない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	補助金の上限額の設定では、積算根拠は特になく、過去と同類事例から事業費の約50%となるように、1年目の補助金上限額を算出。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	市民主体の動きを促す呼び水的な補助制度として設立した経緯があるが、当該補助事業以外にも他の事業などの取り組みから、子どもを対象にする市民主体の人材育成事業の動きや意識が深まったことも有り、補助事業としては、予定通り令和2年3月末で廃止する。
2次	廃止①	1次評価のとおり、廃止とする。
外部		
最終		補助の目的にある、「郷土への愛着と誇りを醸成するための活動」については、今後も継続した取り組みが必要である。

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	11	人財育成・シティプロモーションの推進	分類	個人補助金		
	1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人財育成		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	創生推進人財育成プロジェクト事業		元	0 年	3	

1. 事業概要

補助の目的	下宿、アパート等(以下「下宿等」という。)に入居して兵庫県立生野高等学校(以下「高等学校」という。)に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、高等学校の生徒数の確保を図り、高等学校の発展に寄与する。		
補助が必要な理由	生野高等学校の全県学区化に伴い、通学不可能な市町からの入学生徒を確保する。		
補助対象者	自宅から高等学校までの通学が遠距離により困難(生徒の自宅が朝来市及び神河町以外にある)なため、市内にある下宿等に入居して通学する生徒の保護者。		
補助対象事業	下宿等の賃借料(共益費、食費、光熱水費、生活雑費、修繕その他の居住の維持に関する経費等を除く。)		
補助率／補助額	5万円以内は100%、5万円を超える額は5万円	上限額	5万円/月
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 朝来市に誇りや愛着を持つ市民の割合	63	64	62	70	元	70
② 生野高校下宿生徒数(補助対象外含む)			1	2	3	4
補助額				1,200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	1,200,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数				2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	個人補助金であるが、生徒数の確保は、魅力ある学校づくりや、地域とのつながりによる地域活性化につながる。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	生野高校のスクールガイドの記載予定。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	他の下宿生徒との公平性の確保から、補助率を設定。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	生野町内の民間アパートの賃貸料から上限を設定。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			現在、補助制度1年目であり、当該補助制度の効果は不明。
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和3年度末に要綱が自動失効することとなり、その時に事業効果等を評価し、継続又は廃止を判断する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	あさご暮らし住宅取得等応援事業	担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市あさご暮らし等応援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金	
		1 移住定住促進の仕組みづくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	定住促進事業	28	3 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	若者世代等の市外からの転入を促進するとともに市外への転出を抑制し、定住人口の増加を図る				
補助が必要な理由	若者世代の転入促進・転出抑制をするためには、住居が不可欠であり、購入や賃貸を支援することで定住の地として朝来市を選択してもらう必要があるため				
補助対象者	申請を行う日の属する年度の1月1日(以下「基準日」という。)において、補助の対象事業に係る住宅に12箇月以上居住する者				
補助対象事業	住宅取得費補助事業 専用住宅及び併用住宅の取得に要する費用 家賃補助事業 賃貸住宅の入居に係る家賃(共益費、駐車場使用料等を除く。)				
補助率／補助額	住宅取得補助:基本補助4/100、同居等加算、転入者加算2/100、市内事業者新築加算100分の1 家賃補助:5万円以上6万円未満は3万円、6万円以上は6万円	上限額	基本補助:40万円 同居等加算、転入者加算:20万円 市内事業者新築加算:10万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 補助件数	—	62	87	65	3	65	
② 移住者年間数	116	107	131	120	3	120	
補助額	—	26,485,800	36,548,000	27,300,000	—	—	
特定財源	国庫支出金		2,250,000	6,500,000	4,050,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他		11,852,717	10,276,171	8,402,281	—	—
一般財源		12,383,083	19,771,829	14,847,719	—	—	
一般財源の割合		0.0%	0.0%	54.4%	—	—	
補助件数	—	62	87	70	—	—	
実績報告書	×	×	×	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	新築の最低限価格の相場1,000万円に対する4%の基本補助、2%の移住加算・同居等加算、1%の市内事業者加算
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	移住定住施策として、住宅の取得支援は欠かすことのできないもの。申請者数もH29→H30で増加しており、市民からのニーズも高まっているため。
2次	改正	制度期間が令和元年度末であり、判定結果に基づき、改正すること。
外部	改正	・補助率と上限設定の根拠が確認できない。 ・年代ごとの人口推移の成果指標を検討。
最終		親と同居している子が、結婚等を理由に敷地内等に別棟を立てて同居等加算を受けれることについて、その妥当性を再検討する必要がある。

区分	既存
----	----

補助事業名	空き家活用促進事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市空き家活用促進事業実施要綱		根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金		
	1 移住定住促進の仕組みづくり		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業		28	3 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	市内に所在する空き家の流動化を促進することにより、良質な住環境の再整備と住宅供給を図り、併せて市内への定住を促進する		
補助が必要な理由	若者世代の転入促進・転出抑制をするためには、住居が不可欠であり、購入や賃貸を支援することで定住の地として朝来市を選択してもらう必要があるため		
補助対象者	(1) 建築後10年以上の空き家を購入等により取得した転入者又は婚姻等による新世帯で、当該空き家について別表に定める補助対象事業を行う者(2) 建築後10年以上の空き家を転入者又は婚姻等による新世帯に賃貸する所有者で、当該空き家について別表に定める補助対象事業を行う者		
補助対象事業	改修事業 ・台所の改修費用、トイレの改修費、風呂の改修費用、下水道への接続費用、その他補助することが適当と認められる内部改修費用(畳替、ふすま及び障子の張替え、ガラスの入替え等の簡易な改修を除く。)、建物の除却経費、整地費用		
補助率/補助額	基本補助:1/2 市内事業者加算:1/10	上限額	基本補助:60万円 市内事業者加算:10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 補助件数	16	12	11	15	3	15	
② 移住者数	116	107	131	120	3	120	
補助額	9,226,700	5,611,400	6,896,000	9,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	4,228,000	1,750,000	3,448,000	3,150,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他	112,645	2,511,170	1,938,943	2,769,983	—	—
一般財源	4,886,055	1,350,230	1,509,057	3,080,017	—	—	
一般財源の割合	53.0%	0.0%	0.0%	34.2%	—	—	
補助件数	16	12	11	15	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	×	補助対象経費を実態に合わせて精査すること(除却の考え方等)
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率は1/2だが、加算10万円有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	主となる水周り(台所及びトイレなど)の改修経費相場を120万円と想定し、その1/2を補助。また、市内事業者活用奨励のために、改修費用の10%を加算
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	空き家バンク利活用推進とともに継続。
2次	改正	制度期間が令和元年度末であり、判定結果に基づき、改正すること。
外部	改正	・建物の除却費用について見直しが必要。 ・年代ごとの人口推移の成果指標を検討。
最終		建物の除去費用について、要綱から削除するよう検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	空き家バンク登録推進事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市空き家バンク登録推進奨励金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金		
	1 移住定住促進の仕組みづくり		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業		28	3 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	空き家バンクへの賃貸借物件の登録を促進すること		
補助が必要な理由	空き家バンク利用登録者の賃貸希望者が多い一方で、賃貸物件の登録が少ないことから、賃貸可能物件の登録を促進し、利用者のニーズに応える必要があるため		
補助対象者	平成28年4月1日以降に空き家バンクに空家を登録した空家登録者で、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部の媒介により利用登録者と空家の賃貸借契約を締結した者(3親等内の親族への賃貸の場合は除く)		
補助対象事業	空き家バンクを利用した空き家の賃貸		
補助率/補助額	5万円	上限額	5万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 件数	0	3	5	2	3	5
② 移住者数	116	107	131	120	3	120
補助額	0	150,000	250,000	100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他		67,127	70,292	30,778	—
一般財源		82,873	179,708	69,222	—	—
一般財源の割合		0.0%	0.0%	69.2%	—	—
補助件数	0	3	5	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	奨励金のため定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	賃貸時の経費(軽修繕など)を想定し、その分を補助
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	空き家バンク賃貸物件数を増加させる必要があるため継続。
2次	廃止②	制度期間が令和元年度末であり廃止とするが、効果検証の上、必要に応じて新たな制度を検討すること。
外部	廃止②	・年間2件程度の件数で補助制度を置いているのは矛盾を感じる。 ・一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて再検討すること。
最終		制度期間が令和元年度末であり一旦廃止とするが、令和2～4年度末まで補助実施し、その間で十分効果検証すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	空家管理サービス支援事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市空き家管理サービス支援事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 移住定住促進の仕組みづくり		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業		元	0 年	2	

1. 事業概要

補助の目的	自治会等が行う地域の空家等の適切な管理に対し補助金を交付することにより、地域活力の低下を防止するとともに、安全で安心な生活環境の保全及び良好な地域づくりの推進に寄与すること		
補助が必要な理由	自治会等の先進的な取組を支援する必要があるため (県制度の随伴必須の補助)		
補助対象者	その活動区域内において3戸以上の空家を管理する行政区、地域自治協議会		
補助対象事業	【補助対象経費】 ・外観目視点検(災害時の確認等も含む。)に要する費用 ・空家の通風換気、雨漏点検、空家が存する敷地内の通水及び草刈並びに空家及びその敷地の簡易清掃等(以下「維持管理」という。)に要する費用 ・補助申請者が、直接、維持管理の業務を実施するに当たって必要となる資材の購入費 ・維持管理の業務の一部を委託する場合の委託費 ・空家等の所有者に対する状況確認又は維持管理業務を実施したことの報告に必要な費用		
補助率／補助額	1/2	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 管理物件戸数				3	2	3
② 空き家バンク物件登録数	20	47	28	30	2	30
補助額				100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			50,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源		0	0	50,000	—	—
一般財源の割合		0.0%	0.0%	50.0%	—	—
補助件数				1	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除はなじまない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和元年度から運用
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	兵庫県のモデル事業の随伴補助であり、県の事業が現時点では令和2年度まで継続のため。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	空き家片付け支援事業	担当部課	市長公室 総合政策課			
補助要綱	朝来市空き家片付け支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金		
		2 朝来市の魅力発信による移住定住促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業	元	0 年	3		

1. 事業概要

補助の目的	空き家バンクに登録された空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を補助することにより、良質な住宅供給と住環境の再整備を図り、もって市内への定住を促進すること		
補助が必要な理由	空き家バンクにおいて、家財道具処分済の物件のほうが、問合せが多い傾向にあるが、処分費用がネックになることが多く、優良物件を確保するために経費を支援する必要があるため。		
補助対象者	空き家バンクに登録した空き家の家財処分等を当該空き家の売却又は賃貸のために行う者		
補助対象事業	【補助対象経費】 ・ごみ処理手数料 ・ごみ収集及び運搬料金 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・家財処分等の委託等に係る経費		
補助率／補助額	1/2	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数				15	3	20
② 空き家バンク物件登録数	20	47	28	30	2	30
補助額				1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				112,500	—
一般財源		0	0	1,387,500	—	—
一般財源の割合		0.0%	0.0%	92.5%	—	—
補助件数				15	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	民間での片付け相場20万円の1/2として、上限10万円を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和元年度から運用
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和元年度に新設、空き家バンクの登録物件件数の増加を図るため継続する。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	未婚男女交流支援事業	担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市未婚男女交流支援事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 移住定住促進の仕組みづくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	定住送信事業	元	0 年	2	

1. 事業概要

補助の目的	未婚の男女の出会いの場を創設すること				
補助が必要な理由	婚活のニーズが高まっており、事業に取り組む市内の団体や個人を支援することで、市内への定住人口の増加や、ひいては出生数の増加が期待できるため				
補助対象者	・公共的団体 ・市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体				
補助対象事業	・未婚男女の出会いの場づくり事業 ・未婚男女の交流促進事業 ・異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業 ・市長が適当と認める事業 ※参加者は10人以上とし、その3分の1以上が市内に在住し、又は市内の事業所に勤務する者				
補助率／補助額	20人未満 300,000円 20人以上30人未満 350,000円 30人以上 400,000円	上限額	40万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 婚活イベント参加者数	221	173	182	200	3	200
② カップル成立組数	35	32	53	40	3	40
補助額	676,000	685,000	448,000	2,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	8,253	306,546	125,964	615,552	—
一般財源	667,747	378,454	322,036	1,384,448	—	—
一般財源の割合	98.8%	0.0%	0.0%	69.2%	—	—
補助件数	4	4	2	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	補助率を設定することで事業実施団体が見込めない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	公共的団体の婚活イベント事業費相場
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成31年4月に対象者・対象事業ともに拡大改正済み。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	多世代同居等リフォーム支援事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市多世代同居等住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金		
	1 移住定住促進の仕組みづくり		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業		28	3 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	本市への定住促進及び世代間で支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、子育て支援、高齢者の独居減少及び家族の支えによる女性の就業支援等を図る		
補助が必要な理由	多世代同居を支援することにより、子育て支援、高齢者の独居減少及び家族の支えによる女性の就業を促進できるため		
補助対象者	親世帯又は子世帯の世帯員が所有し、かつ、自己の居住部分(共同住宅にあっては自己の専用部分に限る。)及びこれに附属する施設の個人所有部分をリフォームしようとする多世代同居を行う者		
補助対象事業	【補助対象工事】 ・工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)が20万円以上の工事		
補助率/補助額	2/10	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	0	0	0	2	2	2
② 移住者数	116	107	131	120	3	120
補助額	0	0	0	400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				123,110	—
一般財源	0	0	0	276,890	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	69.2%	—	—
補助件数	0	0	0	2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	主となる水周り(台所・トイレ)の設置経費相場100万円と想定し、その20%を上限額とする
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			実績がないため費用対効果の検証が不可
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	多世代住み替え事業とともに、令和元年度中に改正・廃止など検討。
2次	廃止①	制度期間が令和元年度末であり廃止とする。
外部	廃止①	今の時代に即した制度ではなく廃止。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	多世代同居等住み替え支援事業		担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市多世代同居等住み替え支援事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金		
	1 移住定住促進の仕組みづくり		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	定住促進事業		27	5 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	本市への定住促進及び世代間で支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、子育て支援、高齢者の独居減少及び家族の支えによる女性の就業支援等を図る。		
補助が必要な理由	多世代同居を支援することにより、子育て支援、高齢者の独居減少及び家族の支えによる女性の就業を促進できるため。		
補助対象者	補助金の交付申請日において、親世帯又は子世帯の世帯員が市に3年以上住民登録し、かつ、居住している、同居又は隣居のために市外から市内に移転する世帯の世帯主		
補助対象事業	【補助対象経費】 移転のために、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けている者に、引越し運送及びこれに附随する荷造り等を委託する場合の費用		
補助率／補助額	1/2	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	3	3	2	2	2	3
② 移住者数	116	107	131	120	3	120
補助額	115,500	223,700	164,700	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	1,410	100,108	46,309	61,555	—
一般財源	114,090	123,592	118,391	138,445	—	—
一般財源の割合	98.8%	0.0%	0.0%	69.2%	—	—
補助件数	3	3	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	引越し費用の相場を参考に、一般的な価格の1/2として上限10万円を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	多世代リフォーム事業とともに、令和元年度中に改正・廃止など検討。
2次	廃止①	制度期間が令和元年度末であり廃止とする。
外部	廃止①	・事業目的であるUターンへの成果が認められない。 ・当制度としては廃止する。
最終		多世代同居等に限らず、Uターン等の引越しに対する補助制度を検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	移住起業支援事業補助金	担当部課	市長公室 総合政策課		
補助要綱	朝来市移住起業支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	14	持続的な定住に向けた施策の推進	分類	個人補助金	
		2 朝来市の魅力発信による移住定住促進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト	30	1 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	・移住者の起業を支援することにより、地域の活性化に寄与するとともに、定住人口を増やすことを目的とする。		
補助が必要な理由	・移住後の起業時の初期投資を支援し、起業に取り組みやすくするとともに、定着率を上げるため。		
補助対象者	・転入後3年未満で、朝来市に住民登録をしている移住起業者		
補助対象事業	・補助対象業種 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)大分類に掲げる産業のうち、製造業(事業所等での小売りを伴うものに限る。)、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)及び市長が必要と認めた業種 ・補助対象経費 補助事業の実施に要する経費のうち、事業所等(起業に関係する部分のみが対象)の増改築又は事業に必要な設備、備品(車両を除く。)の整備、その他市長が必要と認めるものに係る経費		
補助率/補助額	1/2	上限額	200万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	3	6	1	2	3	3
② 移住者数	116	107	131	120	3	120
補助額	4,087,000	7,394,000	1,181,000	4,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金	4,087,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	0	5,542,160	1,025,283	4,000,000	—
一般財源	0	1,851,840	155,717	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	3	6	1	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	既存事業のにぎわい創出事業上限額180万円をベースに、移住の上乗せ20万円を加えた額。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	×	×	地域おこし協力隊員起業支援補助金との整理が必要
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	現行の要綱が令和2年3月末のため、今年度中に補助対象業種の見直しを図るとともに、にぎわい創出事業との統合、もしくは差別化を図るよう改正し、延長する。
2次	改正	制度期間が令和元年度末であり、判定結果に基づき、改正すること。 既存類似制度との整理統合を検討すること。
外部		
最終		令和2年度から「にぎわい創出事業」と整理統合すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	職員自己啓発支援補助金	担当部課	市長公室 総務課			
補助要綱	朝来市職員自主研修経費助成規程	根拠法令				
総合計画体系	52	信頼される職員の育成	分類	個人補助金		
		2 効果的な人材育成の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	職員研修事業	28	3	年		

1. 事業概要

補助の目的	職員の自己啓発意欲の高揚と能力開発を図る。				
補助が必要な理由	行政サービスのニーズが複雑・多様化する中で、限られた職員で住民福祉の向上をめざすためには、職員個々のスキルアップが不可欠であることから、自己啓発を積極的に支援する必要がある。				
補助対象者	市職員				
補助対象事業	通信教育研修(文部科学省認定社会通信教育実施団体が実施する次のいずれかに該当する通信教育であって職員自らが受講手続を行う研修)の受講経費を助成する。 ア 職務に関する知識及び技術の取得が期待できるもの イ 市長が市政の推進に有効であると認めるもの				
補助率／補助額	受講料の1/2	上限額	10,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 通信教育研修受講者数	0	0	0	5	3	5
②						
補助額	0	0	0	50,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	50,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数	0	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	近隣自治体を参考に、上限1万円を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	×	実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地方創生の推進や地方財政を取り巻く厳しい状況など、大きく変化しつつある行財政環境の下、朝来市が質の高い行政サービスを継続して実施していくためには、その根幹となる職員一人一人が意欲や能力を最大限に発揮する必要があるため、自己啓発を含む職員研修の必要性は増している。
2次	廃止①	過去3年間実績が無いため、廃止とする。
外部	廃止①	・制度に魅力がない、あるいは自己啓発ニーズが低いため、実績ゼロと解釈できる。 ・事業としての効果が認められないため廃止。
最終		職員のスキルアップや業務上必要な資格取得に対する支援を検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来防犯協会活動支援事業		担当部課	危機管理室 防災安全課		
補助要綱	朝来防犯協会補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	212	消防・防犯体制と交通安全の充実	分類	団体運営費補助金		
	2 安全・安心なまちづくりの推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	犯罪対策支援事業		19	11 年		

1. 事業概要

補助の目的	朝来防犯協会が行う事業に対して支援を行い、犯罪のない安全で安心な市民生活の実現を目指す。		
補助が必要な理由	朝来警察署、朝来防犯協会等各種団体と連携し、犯罪の予防、少年非行防止及び少年の健全育成を図るため、防犯協会が実施する事業を支援することにより、犯罪のない安心・安全な市民生活の実現に寄与する。		
補助対象者	朝来防犯協会		
補助対象事業	(1) 防犯思想の普及及び高揚に関する事業 (2) 少年の非行防止及び健全育成の推進に関する事業 (3) 地域安全活動の推進に関する事業 (4) 地域防犯団体等が行う地域安全活動に対する協力支援に関する事業		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 刑法犯認知件数	160	156	151	150	3	150
②						
補助額	851,000	851,000	851,000	851,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	851,000	851,000	851,000	851,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	×	×	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約	○	○	○	—	—	—
団体の決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	補助対象者のあり方を検討する必要がある
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	予算の範囲内で定額補助 平成18年度の補助金検討委員会の答申を受けたもの
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	補助実施と成果指標の向上の因果関係が確認できない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来防犯協会の活動により、市内の刑法犯認知件数が年々減少していることから、継続して実施する必要がある。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。 補助金額について、精査すること。 人件費への補助金充当について、精査すること。
外部	廃止②	・防犯活動は必要であり、市の支援が必要。 ・新たな補助事業とするため、一旦廃止。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災推進協議会活動支援事業	担当部課	危機管理室 防災安全課			
補助要綱	朝来市自主防災推進協議会活動支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	212	消防・防犯体制と交通安全の充実	分類	団体運営費補助金		
		1 消防体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	消防団活動事業	19	11	年		

1. 事業概要

補助の目的	市民の防火防災意識の高揚及び事業所又は地域住民が自主的に組織した防災組織の活動支援等を図るために設置された朝来市自主防災推進協議会に対し補助金を交付する。				
補助が必要な理由	朝来市内の災害の予防と被害の軽減を図るため、防火防災意識の普及啓発及び市内事業所及び地域の自主防災組織の防災活動を支援し、安全で安心なまちづくりに寄与する。				
補助対象者	朝来市内の行政区等を単位として設立された自主防災組織が加盟し、その目的、事業、会費等について規約をもって定められた団体				
補助対象事業	団体が行う事業で地域自主防災組織に係る事務又は事業				
補助率／補助額	地域自主防災組織1組織につき1,500円を限度に加盟組織数を乗じて得た額の範囲内	上限額	地域自主防災組織1組織につき1,500円を限度に加盟組織数を乗じて得た額の範囲内		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	31.7%	35.1%	34.0%	36.0%	3	39.0%
②						
補助額	189,000	189,000	189,000	189,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	189,000	189,000	189,000	189,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	×	×	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約	○	○	○	—	—	—
団体の決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	1団体単価の1,500円の積算根拠無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること	○ ○ ○	○ ○ ×

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民の防火防災意識の高揚を図るため、朝来市自主防災推進協議会が実施する防火防災意識の普及啓発、市内事業所及び地域の自主防災組織の防災活動に対する支援については、継続して実施する必要がある。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。 事業費補助への転換を検討すること。
外部	廃止②	一旦廃止し、団体運営費補助から事業費補助に転換した新制度を検討。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災活動支援事業		担当部課	危機管理室 防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災活動支援事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	211	みんなで取り組む災害に強いまちづくり	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 地域防災力の強化		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域づくり支援事業		28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	自主防災活動に要する経費に対し補助金を交付し、朝来市内に存する行政区等が実施する自主防災活動の活性化を図る。					
補助が必要な理由	大規模災害時には、行政、消防、医療機関などの「公助」には数に限りがあることから、その数を超える被害が出た場合には、対応が困難になる。そのため、地域で取り組む「共助」が非常に重要であり、自主防災活動を行う組織に対して補助金の交付による支援が必要である。					
補助対象者	行政区等が行う自主防災組織					
補助対象事業	1 自主防災組織力強化事業 (1)自主防災組織の設立及び編成 (2)地区防災計画、避難マニュアル、マップ等の作成 (3)防災資機材の購入又は修繕 2 防火水槽管理事業 防火水槽内の堆積土砂の撤去 3 防災倉庫等整備改修事業 防災資機材を格納するための倉庫等の新設又は改修整備					
補助率／補助額	1／2	上限額	1 25万円 2 25万円 3 50万円			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	31.7	35.1	34.0	36.0	3	39.0
②						
補助額	1,786,000	2,208,000	1,107,000	1,700,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,786,000	2,208,000	1,107,000	1,700,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	7	11	10	11	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則1/2だが、小規模集落への加算(10%~20%)有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	各補助対象事業の一般的な必要額の1/2を上限に設定している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	大規模災害時には、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護等自主的な防災活動を行うことが必要不可欠で、行政区等の自主防災組織を育成するためには、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	・小規模区では必要とする資機材の判断が難しい。 ・外部からの意見を受けないと、機能しない制度となる恐れあり。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市自主防災リーダー育成事業		担当部課	危機管理室 防災安全課		
補助要綱	朝来市自主防災リーダー育成補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	211	みんなで取り組む災害に強いまちづくり	分類	個人補助金		
	1 地域防災力の強化		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	防災推進事業		元	0	年	

1. 事業概要

補助の目的	地域の自主防災活動に取り組む(取り組もうとする)市民の防災に関する知識の習得を支援し、自主防災リーダーとして育成し、地域等の自主防災組織の活性化を図る。		
補助が必要な理由	市内の自主防災組織の充実・強化と地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が効果的に実践されるために必要な調整や誘導を行う中心的役割を担う人材を育成する必要がある。		
補助対象者	市内に住所を有し、朝来市暴力団排除条例第2条に規定する者でないこと。		
補助対象事業	1 ひょうご防災リーダー…交通費・資料代 20,000円(三木市会場) 【三木市会場以外の場合は、補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を限度とする。】 2 防災士…教本代・受験料・登録料 5,000円 【ひょうご防災リーダーの称号授与者に限る】		
補助率/補助額	上記記載のとおり	上限額	上記記載のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 防災・減災対策など災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	31.7	35.1	34.0	36.0	3	39.0
②						
補助額				250,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	250,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数				10	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	必要経費の積算根拠に基づく定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			今後効果測定
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	災害時の重要な役割を担う「共助力」の強化を図るため、自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでおり、各自主防災組織のリーダーとしての人材育成が必要であるため、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

元 年 5 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	防犯カメラ設置整備事業	担当部課	危機管理室 防災安全課		
補助要綱	朝来市地域づくり支援事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	212	消防・防犯体制と交通安全の充実	分類	事業費補助金ハード事業	
		2 安全・安心なまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	地域づくり支援事業	元	0	年	

1. 事業概要

補助の目的	地域等が設置する防犯カメラに対して補助を行い、安全・安心な地域社会の実現に向け、地域と一体となった防犯活動を推進する。		
補助が必要な理由	防犯カメラを設置することで事件の未然防止につながり、また万が一の際も録画再生で検挙につながるケースも多く、二次災害防止にもつながるため。		
補助対象者	行政区等の事業施行団体		
補助対象事業	防犯カメラ設置整備事業		
補助率／補助額	4割以内	上限額	8万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 地域防犯カメラ設置台数	20	28	31	41	3	35
②						
補助額	160,000	640,000	240,000	800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	160,000	640,000	240,000	800,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	8	3	10	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	防犯カメラを設置することにより、地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	市連合区長会補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市連合区長会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	55	自治会活動の支援	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 自治会運営支援	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	区長会運営事業	19	12	年	

1. 事業概要

補助の目的	区長相互の連携を図り、住み良い明るい社会の発展に寄与する。		
補助が必要な理由	連合区長会の運営を滞りなく行うため、また、隔年実施する区長会視察研修を継続して実施するため必要である。		
補助対象者	市連合区長会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・連合区長会活動補助 ・区長会視察研修活動補助(隔年実施) 		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 連合区長会会議の開催	5	5	5	5	R3	5
② 市民アンケート(誇り・愛着)	63	64	62	63	R3	68
補助額	563,000	1,835,000	563,000	1,835,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	563,000	1,835,000	563,000	1,835,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	2	1	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	積算根拠無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	今後も連合区長会の充実した運営を行うため、また、隔年実施する区長会視察研修を継続して実施するため、継続した補助を実施する。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。 補助対象事業を明確にすること。
外部	廃止②	・交付基準にある「市の徴収金」はこの事業にはなじまない。 ・定期的な視察は、成果を文書で残すべき。 ・一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて再度検討すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	地域自治包括交付金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市地域自治包括交付金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	54	地域力を高めるための協働のまちづくりの推進	分類	団体運営費補助金	
		2 地域自治協議会への活動支援	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	地域自治協議会支援事業	28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	各地域自治協議会が地域の特色を活かし、創意工夫のもとに地域自治包括交付金を活用し、自律した地域自治のまちづくりを行う。		
補助が必要な理由	本補助による支援を行い、地域自治協議会の自立を促し、各行政区と行政の連携強化に繋げていくためにも必要である。		
補助対象者	各地域自治協議会		
補助対象事業	○地域自治包括交付金 ・地域配分費（均等：人口：面積＝2：7：1） ・事務局運営費（2,800千円/小学校区を基本に算出） ・地域協働事業費 花づくり事業（均等：人口＝7：3） 環境保全事業（区数割） 交通安全啓発事業（区数割）		
補助率／補助額	要綱別表による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位：円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 地域自治協議会活動参加者数	1,646	1,655	1,671	1,671	R3	1,671
② 地域自治協議会の行事や事業に参加した市民の割合	34.7	34.7	36.1	39.8	R3	40
補助額	75,158,293	75,588,063	76,122,239	76,675,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	54,955,000				—
一般財源	20,203,293	75,588,063	76,122,239	76,675,000	—	—
一般財源の割合	26.9%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	11	11	11	11	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するための制度であり、規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	人口割、面積割等から算出
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	人口割、面積割等から算出
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○
適切な会計処理		①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること	○	×	地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の特性に応じた魅力ある地域協働のまちづくりを推進するための制度であり、全てを特定の事業費補助にすることは馴染まない。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	地域自治を充実強化し、分権型社会に対応できるシステムの構築を図るためにも、包括交付金の補助支援は継続して進めていく必要がある。ただし、内容については事業費補助へ転換できるよう検討を要する。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・自由裁量の補助金のため、適切な会計処理の確認が必要。 ・税務署のOBなどで、監査を行えないか。 ・透明性確保のためには監査体制の充実がマスト。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	地域おこし協力隊員起業支援補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市地域おこし協力隊員起業支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	54	地域力を高めるための協働のまちづくりの推進	分類	個人補助金		
	3 地域おこし協力隊の配置		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域協働推進事業	29	2 年			

1. 事業概要

補助の目的	朝来市地域おこし協力隊の隊員の市内での起業を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市地域おこし協力隊の隊員の市内での起業を促進することにより、隊員の自立を促し、市内定住を図るためにも必要である。		
補助対象者	地域おこし協力隊員		
補助対象事業	<p>隊員自らが起業する事業で、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 市の活性化に資するものであること。</p> <p>(2) 公序良俗に反しないものであること。</p> <p>(3) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と判断されるものでないこと。</p>		
補助率／補助額	定額補助	上限額	100万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 地域おこし協力隊採用隊員数	0	3	3	1	R3	3
② 本補助制度を活用して定住した隊員数	-	2	1	2	R3	2
補助額		2,000,000	1,000,000	2,000,000	-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	0	2,000,000	1,000,000	2,000,000	-	-
一般財源の割合	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-
補助件数		2	1	2	-	-
実績報告書		○	○	-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	国制度に基づいて定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国制度準拠
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	移住起業支援事業との整理が必要
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市地域おこし協力隊の隊員の市内での起業を促進することにより、隊員の自立を促し、市内定住を図るためにも継続した補助が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。 既存類似制度との整理統合を検討すること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	地域づくり支援事業補助金		担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市地域づくり支援事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	55	自治会活動の支援	分類	事業費補助金ハード事業		
		1 自治会運営支援	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域づくり支援事業		元	0	年	

1. 事業概要

補助の目的	地域等が地域の活性化等を目的に自主的な判断に基づき事業実施する事業に対して補助金を交付し、効率的で効果的な地域内の環境を改善するとともに、市民主体の地域づくりを支援する。		
補助が必要な理由	対象者の自主的な判断に基づく地域の活性化を促進する上で、対象者の負担を軽減させるためにも必要である。		
補助対象者	各行政区、地域自治協議会、民間団体		
補助対象事業	地域内道路整備事業(補助率50%以内) / 農業用道路整備事業(補助率30%以内) 生活用水路整備事業(補助率50%以内) / 農業用水路整備事業(補助率30%以内) 有害鳥獣侵入防止策整備事業(補助率30%以内) / 共同施設等整備事業(補助率20%以内) 公衆用トイレ整備事業(補助率50%以内) / 災害防止等整備事業(補助率50%以内) 生活飲料水供給施設整備事業(補助率50%以内) / 地縁団体設立支援事業(補助率50%以内) 市民活動促進事業(補助率50%以内) / 活動広報促進事業(補助率50%以内) 自主防災活動支援事業(補助率50%以内) (防災安全課執行分) / 防犯カメラ等設置事業(補助額8万円) (防災安全課執行分)		
補助率/補助額	要綱別表のとおり	上限額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助金交付団体数	48	62	33	32	R3	32
② 市民アンケート(誇り・愛着)	63	64	62	63	R3	68
補助額	20,977,000	21,211,000	13,203,000	23,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	20,977,000	21,211,000	13,203,000	23,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	48	62	33	32	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則1/2以内であるが、1/2を超える補助率の事業もある。また、小規模集落への加算(10%~20%)有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	区で実施された過去の同類事業の実績に基づく
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	効率的で効果的な地域内の環境を改善するとともに、市民主体の地域づくりを支援するため、継続した補助を行う。事業内容については、ニーズに応じて見直しを行う必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。補助対象事業の見直しを検討すること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	区集会施設整備支援事業補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市区集会施設整備補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	55	自治会活動の支援	分類	事業費補助金ハード事業	
		2 地域づくり支援	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	区集会施設整備支援事業	29	2	年	

1. 事業概要

補助の目的	区又は地域が実施する集会施設の整備に対し、整備費の一部を助成することにより地域コミュニティ活動の推進を図るとともに、まちづくりに対する市民の意欲の向上を図る。		
補助が必要な理由	集会施設の老朽化が進み建替え期が来つつあるなかで、高齢化、過疎化が進み自主財源の確保も困難となるため、補助が必要である。		
補助対象者	各行政区、地域		
補助対象事業	<p>国、県等の補助制度によらないで区等が単独で整備する集会施設。 用地の取得、造成及び外構工事は、含めない。</p> <p>(1) 集会施設の新築、増築又は改造等事業 (2) 既存建物を集会施設として買収し、設置する事業 (3) 集会施設の耐震診断及び耐震診断結果に基づく耐震改修事業</p>		
補助率／補助額	要綱別表のとおり	上限額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助金交付団体数	4	9	11	7	R3	7
② 市民アンケート(誇り・愛着)	63	64	62	63	R3	68
補助額	14,509,000	16,271,000	7,272,000	14,300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	14,509,000	16,271,000	7,272,000	14,300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	9	11	7	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則1/2以内であるが、小規模集落及び高齢化率に応じた加算(5%~20%)有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	物価指数に基づく
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	集会施設の老朽化が進み建替え期が来つつあるなかで、高齢化、過疎化が進み自主財源の確保も困難となるため、今後も継続した補助を行う必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市災害復旧事業補助金	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課		
補助要綱	朝来市災害復旧事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	999	その他	分類	事業費補助金ハード事業	
			開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	朝来市災害復旧事業	30	1	年	

1. 事業概要

補助の目的	台風又は、豪雨等異常気象により、被災した農地及び農林業用共用施設及び公共用財産等に対し、災害復旧事業補助金を交付する。		
補助が必要な理由	各行政区の早期災害復旧のため、必要である。		
補助対象者	区長等		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農地災害復旧事業 ・農業用施設災害復旧事業 ・林業用施設災害復旧事業 ・公共用水路災害復旧事業 ・公共的施設災害復旧事業 		
補助率／補助額	要綱別表のとおり	上限額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠	国の激甚災害指定による。		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 復旧箇所数	9	71	171	0	3	0
②						
補助額	2,908,000	16,882,000	44,050,000	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,908,000	16,882,000	44,050,000	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	—	—
補助件数	9	71	171	0	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則1/2以内であるが、激甚の場合や一部事業については1/2を超える。	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	区で実施された過去の同類事業の実績に基づく	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	各行政区の早期災害復旧のため、継続した補助が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	文化協会活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市文化協会活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	221 生涯学習・生涯スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 生涯学習の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会教育団体支援事業	25	6 年		

1 事業概要

補助の目的	市内の文化団体の育成及び文化の保持と発展に寄与する		
補助が必要な理由	市内の文化事業の充実、活性化を促進するために必要とする		
補助対象者	117団体、会員1,364名(平成30年5月現在)		
補助対象事業	朝来市文化協会が行う次に掲げる事業 (1) 展覧会、発表会、研修会等の文化事業 (2) 文化交流事業 (3) 広報啓発事業 (4) 文化団体相互の親睦に関する事業 (5) 前4号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業		
補助率/補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 文化協会団体数	125	117	117	120	3	120
② 市民アンケート(芸術文化)	34.8	34.6	39.3	36.9	3	40.0
補助額	1,341,000	1,341,000	1,341,000	1,341,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,341,000	1,341,000	1,341,000	1,341,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性がある
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
適切な会計処理		①団体の会計処理が適切に行われていること			
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民の文化活動の支援は、各文化団体の活動を促進し、会員相互の交流からまちづくりのきっかけが生まれるなど、定住促進にもつながると考えられるため。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	成果指標を適切に設定する。
最終		予算額は適正に計上すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	青少年スポーツ・文化活動補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市青少年スポーツ・文化活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	221	生涯学習・生涯スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 生涯学習の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	社会教育団体支援事業	30	1	年	

1. 事業概要

補助の目的	青少年の健全育成や市民の自主的な生涯学習活動の促進を図る。				
補助が必要な理由	青少年の健全な育成を支援するために必要とする。				
補助対象者	青少年健全育成団体				
補助対象事業	①年間を通じて行うスポーツ活動又は文化活動 ②国、都道府県等が主催又は後援を行う大会等への参加で予選大会等を経て出場する場合の旅費				
補助率／補助額	①構成員数による ②補助対象経費の1/2	上限額	①4万円 ②規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 年間活動補助件数	28	27	29	30	3	30
② 市民アンケート(スポーツ)	39.1	38.7	35.9	39.7	3	43.0
補助額	1,810,000	1,496,000	1,439,000	1,700,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,810,000	1,496,000	1,439,000	1,700,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	41	46	43	45	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性がある
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	4万円の積算根拠が必要
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	青少年スポーツの強化・振興とともに健全育成に寄与しているため、継続して補助を行う。 スポーツ推進計画見直し(H31)の中で、受益者負担の観点から補助金と使用料負担の考え方を整理する。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 1次評価のとおり、補助金と使用料負担の考え方を整理すること。 交付基準を明確にし、要綱に定めることを検討すること。
外部	改正	・受益者負担の考え方を担当課で整理する。 ・補正予算を組む場合でも、上限設定は必要。
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

元 年 5 月 11 日

区分	既存
----	----

補助事業名	子ども会連絡協議会補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市子ども会活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	221 生涯学習・生涯スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 生涯学習の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	社会教育団体支援事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	朝来市子ども会連絡協議会の活動に係る費用の一部を補助することにより、市内の子ども会の連携強化を図り、青少年の健全な育成に寄与する。		
補助が必要な理由	子ども会連絡協議会の活動に要する経費を補助することで、同協議会の活動を通じた児童の健全育成及び資質の向上を図るために必要である。少子化や生活様式が多様化が進む中、単位子ども会においては加入の子ども的人数が減少し活動が十分にできない地域もある中で、連合体として連携ある活動が重要である。青少年健全育成と子育て支援施策における子ども会活動の果たす役割は大きいことから引き続き強力な支援が必要である。		
補助対象者	子ども会連絡協議会		
補助対象事業	子ども会連絡協議会が行う次に掲げる事業 (1) 健康交流事業 (2) 文化交流事業 (3) スポーツ・レクリエーション交流事業 (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業		
補助率／補助額	補助対象経費の2/3以内	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 映画鑑賞会参加人数	169	194	187	200	3	200
② 卓球大会参加人数	0 ※大雪中止	48 ※インフル欠席多数	56	60	3	60
補助額	380,000	380,000	380,000	380,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	380,000	380,000	380,000	380,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	要綱に対象経費の2/3以内の規定あり 補助が必要な理由のとおり、強力な支援が必要であり、2/3の補助としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	×	記載の成果指標では判定不能
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	少子化の流れの中で子どもの数が減少し、また、子連協に加盟する子ども会も減少傾向にあり、さらに地域でのつながりが希薄になる中、子ども会連絡協議会による市内子ども会全体での活動は、子どもたちの相互の交流を深め、健全育成を図るために必要である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助目的と補助事業を精査すること。
外部	廃止① 改正	・事業の改善を期待することも難しく、廃止すべき。 ・事業内容、達成すべき成果を明確化するよう、改正すべき。
最終		判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 子連協の設置目的を再認識すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	市体育協会補助金(体育協会)	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市体育協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	221	生涯学習・生涯スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		2 生涯スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	体育協会等支援事業	30	1	年	

1. 事業概要

補助の目的	スポーツ活動を促進し、市民の健康・体力づくり、競技力の向上を図る。				
補助が必要な理由	市民主体のスポーツ大会、スポーツの普及振興に関する事業等に係る費用を補助することにより、市のスポーツ振興、育成が図られるため必要である。				
補助対象者	朝来市体育協会				
補助対象事業	(1) 朝来市体育協会の加盟団体の活動協会に関する事業 (2) 各種スポーツ大会の開催及びスポーツの普及振興に関する事業 (3) 関係諸機関との連携協調に関する事業 (4) その他市長が必要と認める事業				
補助率／補助額	定額補助	上限額	加盟団体強化指導費 1,500,000円 スポーツ大会開催振興費 1,000,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 加盟団体が自主運営を行う大会等の回数	27	24	22	24	3	24
② 市民アンケート(スポーツ)	39.1	38.7	35.9	39.7	3	43.0
補助額	2,291,000	2,291,000	2,291,000	2,100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,291,000	2,291,000	2,291,000	2,100,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	朝来市体育協会補助金交付要綱に上限を規定しているが補助率の規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	青少年スポーツ・文化活動補助金・陸上競技協会補助金との整理が必要
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民主体のスポーツ振興に寄与しており、社会減の抑制にもつながると考えられるため。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 既存類似制度との整理統合を検討する。
外部		
最終		陸上競技協会補助金との整理統合に向けた検討を進めること。

区分	既存
----	----

補助事業名	市陸上競技協会補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市陸上競技協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	221 生涯学習・生涯スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	2 生涯スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	体育協会等支援事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	スポーツ活動を促進し、市民の健康・体力づくり、競技力の向上を図る。				
補助が必要な理由	朝来市内の陸上競技を健全に普及発展させることにより、スポーツの振興が図られるため必要である。				
補助対象者	朝来市陸上競技協会				
補助対象事業	(1)兵庫県郡市区駅伝大会に関する事業 (2)兵庫県陸上競技大会等の参加促進を図り、スポーツ選手の育成及び指導者育成に関する事業 (3)但馬中学校新人駅伝競走大会に関する事業 (4)関係諸機関との連携強調に関する事業 (5)その他市長が必要と認める事業				
補助率／補助額	定額補助	上限額	兵庫県郡市区陸上競技大会参加促進費 70,000円 兵庫県郡市区駅伝大会参加促進費 150,000円 但馬中学校新人駅伝競走大会参加促進費 30,000円		
上乗せ補助がある 場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助対象大会の開催数	2	2	3	3	3	3
② 市民アンケート(スポーツ)	39.1	38.7	35.9	39.7	3	43.0
補助額	180,000	180,000	180,000	180,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	180,000	180,000	180,000	180,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	朝来市陸上競技協会補助金交付要綱に上限を規定しているが補助率の規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	青少年スポーツ・文化活動補助金・体育協会補助金との整理が必要
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民主体のスポーツ振興に寄与しており、社会減の抑制にもつながると考えられるため。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 既存類似制度との整理統合を検討する。
外部		
最終		体育協会補助金との整理統合に向けた検討を進めること。

区分	既存
----	----

補助事業名	たたらぎダム湖マラソン大会補助金	担当部課	まちづくり協働部 生涯学習課		
補助要綱	朝来市たたらぎダム湖マラソン大会実行委員会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	221	生涯学習・生涯スポーツの推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		2 生涯スポーツの推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	たたらぎダム湖マラソン事業	19	12	年	

1. 事業概要

補助の目的	たたらぎダム湖マラソン大会を通じて、市民の健康増進につなげるとともに、全国のランナーに朝来市の景観や特産物をPRする。		
補助が必要な理由	市民の健康増進や朝来市のPRIにつながるため必要である。		
補助対象者	たたらぎダム湖マラソン大会実行委員会		
補助対象事業	たたらぎダム湖マラソン大会の開催に係る次の経費 (1) 事業の広報活動に係る経費 (2) 事業を実施する会場の設営に係る経費 (3) 関係者送迎に係る経費 (4) 駐車場設営に係る経費 (5) 警備に係る経費 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 参加選手数(人)	2,222	2,050	2,236	2,300	3	2,300
②						
補助額	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,400,000	4,400,000	4,400,000	4,400,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	実質的には左記経費には充当されていない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市のPRや市民の健康増進につながる事業のため。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・より効果的な成果指標の設定を検討。 ・一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	ジュピターホール歌謡祭補助金	担当部課	まちづくり協働部 芸術文化課		
補助要綱	ジュピターホール歌謡祭補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	222	豊かな心を育む文化芸術の振興	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 芸術文化活動の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	文化会館自主文化事業	22	9	年	

1. 事業概要

補助の目的	ジュピターホール歌謡祭の開催により市民の芸術文化活動を推進し、豊かな心を育むとともに質の高い市民生活を実現する。		
補助が必要な理由	ジュピターホール振興協会が朝来市自主文化事業として実施するジュピターホール歌謡祭の開催経費を補助するものであり、歌謡祭の開催には補助金が不可欠である。		
補助対象者	ジュピターホール振興協会		
補助対象事業	ジュピターホール歌謡祭の経費の内、 審査員に係る審査料及び交通費 ゲスト歌手に係る出演料及び交通費 その他、市長が必要と認める経費		
補助率／補助額	10／10	上限額	規定無し
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(芸術文化)	34.8	34.6	39.3	36.9	3	40.0
② 入場者数(決勝大会)	329	309	325	400	3	400
補助額	1,380,000	1,432,000	1,500,000	1,500,000	—	—
特定 財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,380,000	1,432,000	1,500,000	1,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	事業経費から協賛金、出場料、入場料を差し引いた残りの経費の100%補助となっているが、文化会館の自主事業として実施するものであるため、必要と考える。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	芸術文化の振興を図る目的のために当該歌謡祭を開催するには、補助金が不可欠である。事業の恒常化により、実施効果が薄れてきていると考えられるため、実施方法や広報の方法を検討する必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 1次評価のとおりに、検討すること。
外部	改正	1次評価の内容を反映させて改正。
最終		第30回を目途に、歌謡祭の在り方を検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	酒蔵音楽会事業	担当部課	山東支所			
補助要綱	支所提案型地域活性化事業まちなか活性化事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	54	地域力を高めるための協働のまちづくりの推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 地域協働のまちづくりの推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	酒蔵音楽会事業		24	7 年		

1. 事業概要

補助の目的	山東地域の中心に位置する矢名瀬町は、旧街道沿いの商店街を中心に賑わいと活気のある地域であったが、過疎・高齢化と交通・生活スタイルの変化等により、空き家、空き店舗が増加し商店街は疲弊し閑散としている。この現状からかつての賑わいを取り戻すため、まちなかの再生と活性化を目指す地域組織に対して支援を行い、地域協働によるまちづくりを目指す。					
補助が必要な理由	平成23年度から平成25年度までの3年間にわたり、支所提案型地域活性化事業(まちなか活性化事業)として、まちづくり団体「山東新生まちづくりの会」が実施する「酒蔵音楽会」「鉄道展」「まちなかイルミネーション」等のイベント開催に対して行政支援を行ってきた。平成25年度末をもっての支所提案型地域活性化事業の終了に伴い、以降は、当該団体の自主運営事業とする方向で調整してきたが、「酒蔵音楽会」については、聴衆の心の醸成やまちなか活性化に大きく寄与しており、また、来場者や当該団体からも開催を要望する声強いことから継続して行政支援を行う。					
補助対象者	民間の発意に基づき組織された法人その他の団体					
補助対象事業	山東支所の所管区域内におけるまちなか地域の活性化を図るため、 ・イベントの実施 ・空き店舗等の施設改修 ・その他市長が必要と認めるもの					
補助率／補助額	規定無し		上限額	規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 実施回数	1	1	1	1	3	1
② イベントによるまちなか集客数	495	476	535	535	3	535
補助額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
	その他					—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	×	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	規定は無いが、実質的には左記の経費には充当されていない。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	経費に対し補助金額が1/2以上である
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	明確な積算根拠無し 上限設定を行う必要がある
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	イベント開催支援補助金（観光交流課）との整理統合を図る。
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	補助金としては支出割合が高いが、事業実施にあたっては地域有志(会)により企画運営がなされ、演奏家も朝来市に関係する者を招聘し、市民はもとより市外からの来場者も多く毎回好評を得ている。また、運営費用については補助金以外にも会員による私費の持ち出しも多いが、地域を盛り上げる取り組みとして行政に頼ることなく自主的な地域活性化の活動として大いに評価できる。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 既存類似制度との整理統合を検討すること。 補助額及び補助実施期間について、規定する必要がある。
外部	廃止②	・事業費の多くを補助金に依存しており、イベント実施が目的化している可能性あり。 ・この補助制度としては一旦廃止し、他類似制度と整理統合すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	国民健康保険人間ドック助成事業		担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市国民健康保険人間ドック助成金交付要綱		根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	個人補助金		
	1 関係機関との連携による地域福祉の推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	国民健康保険特別会計		20	11 年		

1. 事業概要

補助の目的	健康への意識づくりを目指し、人間ドックの受診者に対し費用の助成を行うことにより、疾病の予防、早期発見、早期治療等医療費の適正化を図ること		
補助が必要な理由	受診意向の高まりを受けて、今後より一層の積極的な受診が進むためには、「価格が安い」「補助金がある」「予約が取りやすい」「所要時間が短い」等の条件や環境が求められている中において、市が可能な条件の整備は、補助金を交付することである。		
補助対象者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する被保険者並びに30歳以上の国保被保険者（同一年度に助成金の交付を受けた者及び市が実施する健康診査を受けた者を除く）		
補助対象事業	人間ドック		
補助率／補助額	1万円	上限額	1万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 人間ドック受診者数	88	77	87	130	3	130
②						
補助額	880,000	770,000	870,000	1,300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	880,000	770,000	870,000	1,300,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	88	77	87	130	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金完納に関する要件は付していない ④暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無しだが、概ね1/2以内となる
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	市内医療機関で行う特定健診(無料)分の上限が、基本健診分7,500円、心電図1,500円、眼底検査1,200円、計10,200円であるため、それに合わせて10,000円としている。 なお、県下各市町で同施策を実施している中では、最も安い設定となっている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人間ドックの受診者数が増加傾向であり、早期発見・早期治療を図ることで、被保険者の医療費抑制につながる。また、健康診査結果のデータ分析により健康課題を明確にすることで、疾病予防や重症化予防に関して効果的・効率的な保健事業に取り組むことができるため、必要不可欠な事業である。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・ドックでの早期発見者数を把握し、成果指標とすることも必要。 ・一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて再度検討すること。
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

元 年 5 月 13 日

区分	既存
----	----

補助事業名	後期高齢者人間ドック助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市後期高齢者医療人間ドック助成金交付要綱	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律		
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	個人補助金	
		1 高齢者の健康と生きがいづくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	後期高齢者一般管理事業	25	6	年	

1. 事業概要

補助の目的	健康への意識づくりを目指し、人間ドックの受診者に対し費用の助成を行うことにより、疾病の予防、早期発見、早期治療等医療費の適正化を図ること		
補助が必要な理由	受診意向の高まりを受けて、今後より一層の積極的な受診が進むためには、「価格が安い」「補助金がある」「予約が取りやすい」「所要時間が短い」等の条件や環境が求められている中において、市が可能な条件の整備は、補助金を交付することである。		
補助対象者	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者(同一年度に助成金の交付を受けた者及び市が実施する健康診査を受けた者を除く)		
補助対象事業			
補助率／補助額	1万円	上限額	1万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 人間ドック受診者数	25	27	29	30	3	30
②						
補助額	250,000	270,000	290,000	300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	200,000	185,698	184,201	300,000	—
一般財源	50,000	84,302	105,799	0	—	—
一般財源の割合	20.0%	31.2%	36.5%	0.0%	—	—
補助件数	25	27	29	30	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市の徴収金完納に関する要件は付していない ④暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無しだが、概ね1/2以内となる
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人間ドックの受診者数が増加傾向であり、早期発見・早期治療を図ることで、高齢者の医療費抑制につながる。また、健康診査結果のデータ分析により健康課題を明確にすることで、疾病予防や重症化予防に関して効果的・効率的な保健事業に取り組むことができるため、必要不可欠な事業である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	・事業目的に合致した成果指標が必要。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	こども医療助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市こども医療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	35	健やかな乳幼児の育成支援	分類	個人補助金	
		1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	こども医療助成事業	28	3	年	

1. 事業概要

補助の目的	こども(小学校4年生～中学校3年生修了まで)の医療費の一部自己負担を助成し、福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることができる。		
補助対象者	小学校4年生～中学校3年生までのこどもの医療費を負担する保護者 【所得制限】 扶養義務者(幼児等保護者)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満		
補助対象事業	医療費の一部自己負担額を助成(外来入院とも自己負担なし) ※県助成事業に上乗せして一部を市単独事業として実施 (県事業 医療保険における自己負担額の2/3を一部負担として自己負担【★】 残りを県が助成) 【★】を当補助制度にて助成		
補助率/補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市こども医療費助成事業実施要綱に基づく上乗せ助成 子育てしやすい環境づくり推進のため		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① こども医療費受給者数	1,459	1,436	1,346	1,346	3	1,258
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	39.1	39.4	38.3	37.4	3	40.0
補助額	30,659,193	31,557,471	32,783,351	31,162,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	6,033,312	6,403,777	5,960,413	5,344,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	24,625,881	25,153,694	26,822,938	25,818,000	—	—
一般財源の割合	80.3%	79.7%	81.8%	82.9%	—	—
補助件数	12,972	13,101	13,232	13,460	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	①県制度に基づき、さらに助成範囲を拡大し、市単独事業で実施しており、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者各々に対して医療費一部自己負担を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該医療費助成は近隣市町とほぼ同等の拡充内容となっており、人口政策、子育てしやすい環境づくりにおいても大きな役割を果たしている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	・補助対象者の要件で、市の徴収金・暴力団が必要かを検討する。 ・市内外への広報が必要。 ・年代ごとの成果指標を検討。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	未熟児養育医療費助成事業		担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱		根拠法令			
総合計画体系	35	健やかな乳幼児の育成支援	分類	個人補助金		
	1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	未熟児養育医療費助成事業		29	2 年		

1. 事業概要

補助の目的	未熟児は、正常な申請時に比べて疾病にもかかりやすく心身に障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を行う必要があるため、医療を必要すると認めた未熟児に対して、医療給付を実施する。		
補助が必要な理由	生後速やかに適切な処置を安心して受け、安心して子育てできる環境を作るため。		
補助対象者	①出生時の体重が2,000グラム以下の者 ②生活力が特に弱く、規定する症状(一般状態、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸)のいずれかを示すもの ③上記のいずれかに該当し、医師が入院療養を必要と認める者。		
補助対象事業	入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額について助成。一部自己負担なし。		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市未熟児養育医療費助成事業実施要綱による 乳幼児医療費助成事業において入院自己負担なしとしており、整合性を図るため。		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 助成実人数	10	8	9	10	3	10	
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	39.1	39.4	38.3	37.4	3	40.0	
補助額	3,351,430	2,746,026	1,977,540	3,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	1,409,655	1,133,573	460,000	1,300,000	—	—
	県支出金	704,827	566,786	230,000	650,000	—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	1,236,948	1,045,667	1,287,540	1,050,000	—	—	
一般財源の割合	36.9%	38.1%	65.1%	35.0%	—	—	
補助件数	12	12	10	10	—	—	
実績報告書				—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。 ②受給者世帯の所得階層区分に応じて扶養義務者から徴収基準額を徴収することもできるが、これに相当する額については徴収していない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	①助成の性質上、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者に対して医療費一部負担金を求めておらず、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成25年に県から事務移譲されて実施している事業である。生後速やかに適切な処置を必要とする未熟児に対して医療費の自己負担を助成し、経済的負担を軽減することで乳児の健康の保持や福祉の増進を図る目的で実施しており、必要不可欠な助成である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	高校生等医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市高校生等医療費助成要綱	根拠法令			
総合計画体系	35	健やかな乳幼児の育成支援	分類	個人補助金	
	1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	高校生等医療費助成事業	29	2 年		

1. 事業概要

補助の目的	高校生等の保健の向上及び保護者の経済的負担を軽減する。		
補助が必要な理由	高校生等に係る入院医療費の一部自己負担を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。		
補助対象者	市内の区域内に住所を有する高校生等の医療費を負担する保護者 【所得制限】 乳幼児等医療費助成事業の基準を準用		
補助対象事業	当該者の疾病または負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、一部自己負担の助成 市内の区域内に住所を有する下記の者のうち、15歳に達する日の翌日以降最初の4月1日から20歳に達する日の属する月の末日までにあるもの。 ・高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学する者 ・高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの者 ・専修学校(高等課程に限る)に在学する者 ・外国人学校に在学する者 助成内容:入院療養に係る被保険者等負担額に相当する額(償還払い)		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成人数		5	4	10	3	10
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	39.1	39.4	38.3	37.4	3	40.0
補助額		514,973	345,535	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	514,973	345,535	1,000,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		6	4	10	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の増進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	①県制度に基づき、さらに助成対象者の範囲を拡大し、市単独事業で実施しており、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	○	①受給者に対して入院医療費一部負担金を求めているが、助成金額の上限も設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成29年度から新規事業。高校生までの医療費助成は近隣市町と比較しても充実した内容となっており、人口政策、子育て環境づくりには大きな役割を果たしている。制度を開始して2年経過したが、年度末に対象者家庭に制度案内するなど制度周知を図っているところである。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	集団回収事業助成金	担当部課	市民生活部 市民課		
補助要綱	朝来市集団回収事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	232	循環と共生の環境保全の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 ごみの減量化・再資源化	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	集団回収事業	20	11	年	

1. 事業概要

補助の目的	市民による資源ごみの回収を促すことにより、ごみの再資源化と減量化を図る		
補助が必要な理由	市民による資源ごみの回収を促すことにより、リサイクルに関心をもち、ごみの再資源化と減量化を図るために必要		
補助対象者	小中学校PTA、自治会、こども会、地域自治協議会等		
補助対象事業	小中学校PTA、自治会、こども会、地域自治協議会等の団体が実施する集団回収事業に助成		
補助率／補助額	紙類(新聞・雑誌・ダンボール等): 3円/kg 繊維類: 4円/kg びん類: 2円/本	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 集団回収量(紙類)単位:t	944	853	805	805	3	805
② 集団回収量(びん類)単位:本	3,896	2,239	1,774	1,774	3	1,774
補助額	3,110,104	2,829,178	2,689,888	2,948,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,110,104	2,829,178	2,689,888	2,948,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	63	62	64	65	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	分類ごとの単価に応じた補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	単価設定はあるが上限設定はない
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	回収量が減少している
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	PTA・地区などのリサイクルへの意識の向上及び、市の計画収集の効率化を図るために継続が必要。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・事業目的である、ごみの減量化・再資源化の成果が認められない。目的と手段が行き違っている可能性がある。 ・一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて再度検討すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来地区人権擁護委員会補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課		
補助要綱	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	223	全ての市民の人権が尊重されるまちづくり	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 人権啓発の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	社会福祉総務一般管理事業(人権推進課)	24	7 年		

1.事業概要

補助の目的	国民に保障されている基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員の活動等に対して補助を行う。		
補助が必要な理由	人権擁護委員活動の充実のためには資質向上の研修等が必要である。		
補助対象者	豊岡人権擁護委員協議会朝来市地区委員会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談に関する事業 ・人権に関する啓発事業 ・人権擁護委員の資質向上のための研修 ・その他人権の擁護に関する事業 		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 研修会実施・参加活動	3	3	4	3	3	3
② 市民アンケート(人権尊重)	34.8	34.6	32.1	31.2	3	30.0
補助額	50,500	44,960	75,080	117,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	50,500	44,960	75,080	117,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	3	4	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	実際は研修参加費、事業にかかる旅費に充当されている
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	実費を補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図るため活動を行っており、その充実のためには資質向上の研修等が必要である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費を明確化すること。
外部	改正	・実際の個人活動の実績報告が必要。 ・補助対象経費を明確化することが望ましい。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来保護区保護司会補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課		
補助要綱	朝来市更生保護活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	223	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 人権啓発の推進		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	社会福祉総務一般管理事業	19	12 年		

1. 事業概要

補助の目的	○犯罪や非行のない明るい社会をつくるため、犯罪や非行に陥った人への更生保護活動を行う保護司会に補助金を交付する。		
補助が必要な理由	○保護司会は民間のボランティアとされており、国から実費弁償費が支給される以外は会員の会費、有志からの協賛金によって運営されている。更生保護活動においては視察研修や、推進月間に合わせた大会を実施しており、活動の継続のために補助が必要となる。		
補助対象者	○朝来保護区保護司会(定員22名)		
補助対象事業	○犯罪や非行を予防し、地域社会の安全、住民福祉の向上に寄与する活動 ○罪を犯した者の更生保護に関する活動		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)	34.8	34.6	32.1	31.2	3	30.0
② 社会を明るくする運動推進大会の実施	1	1	1	1	3	1
補助額	105,000	200,000	200,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	105,000	200,000	200,000	200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	活動費に充当されている
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し 実際は1/2以内
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し H18補助金適正化で10万円となり、その後団体からの要望を受け20万円となっている
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、全国で平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、保護司が担う役割も一層重要になっている。朝来保護区保護司会においても、犯罪や非行に陥った人への更生保護活動に尽力いただいている中、保護司会活動や研修などにおいて補助が必要となる。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・保護女性会との関係性を見て新たな要綱を作るべきであり、一旦廃止。 ・更生保護団体への補助金は1つにするべき。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来更生保護女性会補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課		
補助要綱	朝来市更生保護活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	223	全ての市民の人権が尊重されるまちづくり	分類	事業費補助金ソフト事業	
		2 男女共同参画の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	男女共同参画事業	17	12	年	

1. 事業概要

補助の目的	地域社会から非行や犯罪をなくし、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する全国組織のボランティア団体である更生保護女性会に対し補助金を交付する。		
補助が必要な理由	・朝来更生保護女性会は趣旨に賛同する市内の女性の有志の会費やバザーの売上等で運営されている。 ・社明運動に係る活動や、こども園等への青少年育成活動、更生保護施設に母の味を届けるディナーサービスや施設慰問活動などを活発に実施するために、補助金が必要である。		
補助対象者	朝来更生保護女性会補助金(会員約70名)		
補助対象事業	(1) 犯罪や非行を予防し、地域社会の安全、住民福祉の向上に寄与する活動 (2) 罪を犯した者の更生保護に関する活動		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)	34.8	34.6	32.1	31.2	3	30.0
② 施設への寄贈等に係る活動	15	11	12	12	3	15
補助額	51,000	51,000	51,000	51,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	51,000	51,000	51,000	51,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	活動費に充当されている
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し 実際は1/2以内
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来更生保護女性会は、ボランティアで地域社会の安全、住民福祉の向上のために更生保護事業に対する協力及び援助、青少年育成等を実施していることから、補助金の交付は妥当と考える。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・保護協会との関係性を見て新たな要綱を作るべきであり、一旦廃止。 ・更生保護団体への補助金は1つにするべき。 ・他団体と公平で整合性の取れた運用が必要。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	人権教育・啓発推進事業補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課		
補助要綱	朝来市人権教育啓発推進活動補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	223	全ての市民の人権が尊重されるまちづくり	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 人権啓発の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	人権啓発事業	25	6	年	

1. 事業概要

補助の目的	あらゆる差別の解消を図り、人権文化を構築するため、人権教育啓発推進活動を効果的に行う。				
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本会は教育、福祉、自治会、企業等の関係者もって組織されており、本補助金によりすべての活動を行っている。 ・活動の継続のために補助が必要となる。 				
補助対象者	生野町人権教育推進協議会・和田山町人権教育推進協議会・山東町人権教育推進協議会・朝来市人権教育推進協議会 朝来市人権教育推進協議会連合会				
補助対象事業	<p>人権課題の解決を図り、豊かな人権文化を構築するための教育及び啓発の推進を目的とした事業。</p> <p>(1) 講演会、学習会及び研究会の開催 (2) 啓発チラシ、啓発冊子等の作成及び各種資料の収集 (3) 関係機関及び団体との連携 (4) 前3号に掲げるもののほか、人権教育啓発を推進するために必要な事業</p>				
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(人権尊重)	34.8	34.6	32.1	31.2	3	30.0
② 人権講演会及び学習会等への参加者	1,719	1,910	2,584	2,000	3	2,000
補助額	1,274,000	1,274,000	1,274,000	1,274,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,274,000	1,274,000	1,274,000	1,274,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	各団体 各1回	各団体 各1回	各団体 各1回	各団体 各1回	—	—
実績報告書	○	○	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性がある
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し 実質ほぼ100%補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	さまざまな人権課題があるなかで、最近ではインターネットに起因する人権問題やジェンダーに関する人権問題などが大きく取りざたされ、正しい知識と思いやりの心への啓発教育の必要性がますます高まっている。 人権課題は数多く存在するということを、市民ひとり一人に改めて学習してもらうことが必須であり、具体的な方法として人権講演会の開催や、ポスターを使つての広報活動や作文・標語の募集を継続して行う必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・人権擁護委員と人権教育推進協議会の一体化を検討。 ・食糧費と人件費は運営費に充てないという項目を定める必要がある。 ・連合会に一括して補助を行い、各協議会に配分する方がよい。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	婦人共励会活動費補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 関係機関との連携による地域福祉の推進		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	福祉団体支援事業	28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉団体の活動支援と経費の補助を行う。 団体の自主自立活動を促進し、社会福祉の増進に寄与する。 		
補助が必要な理由	朝来市内に居住する母子家庭及び寡婦の自立更生意欲の涵養と福祉増進を図ることを目的としているため		
補助対象者	市の区域内で活動を展開する社会福祉団体(朝来市婦人共励会)		
補助対象事業	婦人共励会の活動助成金 ・但馬及び朝来市女性団体ネットワーク会議に出席 ・但馬ブロック若年母子家庭のつどい、兵庫県婦人共励会の各種会議や研修会に参加 ・県及び市の母子寡婦福祉大会の開催と出席 ・市母子家庭等野外活動「親と子のつどい」「サークル活動」、物品販売事業の実施 ・母子家庭等福祉懇談会を市と共催で実施		
補助率／補助額	規定無し (実質、会員一人当たり1,100円)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 婦人共励会 会議等活動回数	11	16	17	16	3	16
② 婦人共励会 親と子のつどい参加人数	22	16	29	30	3	30
補助額	79,200	68,200	67,100	62,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	79,200	68,200	67,100	62,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	除外規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり1,100円)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	母子家庭及び寡婦の自立更生意欲の涵養と福祉増進を図ることを目的としており、継続が妥当である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・補助対象経費を明確化するべき。 ・会の活動や会員募集について、周知徹底を図ること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	市遺族会助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 関係機関との連携による地域福祉の推進		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	福祉団体支援事業	28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉団体の活動支援と経費の補助を行う。 団体の自主自立活動を促進し、社会福祉の増進に寄与する。 				
補助が必要な理由	兵庫県遺族会の下部組織として、朝来市内に居住する戦没軍人軍属の遺族をもって組織し、会務の運営に当たるとともに、会員相互の親睦を図り、戦没者の慰霊並びに遺族の生活の安定を目指すことを目的としているため				
補助対象者	市の区域内で活動を展開する社会福祉団体(兵庫県遺族会朝来市支部)				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 護国神社慰霊大祭・全国戦没者追悼式・朝来市戦没者追悼式への出席 戦没者遺族長寿祝い訪問 研修会開催等 				
補助率／補助額	規定無し (実質、会員一人当たり300円)	上限額	規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 会議等活動回数	18	18	18	18	3	18
② 戦没者追悼式参列者数	219	179	164	160	3	160
補助額	330,000	310,800	300,000	300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	330,000	310,800	300,000	300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	除外規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり300円)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	戦没者の慰霊を行う団体であり、市としても活動補助を行い、活動を支える必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費を明確化すること。
外部	改正	・補助対象経費を明確化すべき。
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分	既存
----	----

元 年 5 月 15 日

補助事業名	民生委員活動費補助金		担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱		根拠法令	民生委員法、児童福祉法		
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 関係機関との連携による地域福祉の推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	民生委員活動事業		28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で一人ひとりがお互いに支え合い、安心して暮せる地域社会の構築を目指す。 ・住民の見守り役、身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役としての民生委員活動を支援する。 ・推薦会では、委員の交代があった時、後任委員として適正のある者を審査し、兵庫県に推薦する。 		
補助が必要な理由	厚生労働大臣から委嘱されている民生委員児童委員、主任児童委員が、地域において住民の身近な相談や専門機関へのつなぎ役等各種の福祉活動を行い、地域福祉の向上を図り活動するため		
補助対象者	朝来市民生委員児童委員連合会		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動等 ・各民児協定例会の開催 生野民生委員児童委員協議会 12回、和田山民生委員児童委員協議会 6回 山東民生委員児童委員協議会 12回、朝来民生委員児童委員協議会 12回 ・民生委員推薦会 一斉改選(3年に1度)に伴う推薦会の開催 		
補助率／補助額	規定無し (実質、委員一人当たり20,000円)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 民生委員児童委員、主任児童委員	139	139	139	141	3	141
② 民生委員等活動回数	11,796	10,250	9,394	9,000	3	9,000
補助額	11,071,000	11,025,000	11,025,000	11,183,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	8,250,000	8,245,000	8,245,000	8,245,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	2,821,000	2,780,000	2,780,000	2,938,000	—	—
一般財源の割合	25.5%	25.2%	25.2%	26.3%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	除外規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり20,000円)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	民生委員児童委員の研修等の費用であるため今後も必要である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・ガイドラインに基づいて改正し、適正な運用を図る。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	団体運営費補助金	
		1 関係機関との連携による地域福祉の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	社会福祉協議会支援事業	26	5 年		

1. 事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の支えとなる社会福祉団体を支援する。 朝来市社会福祉協議会への財政的支援(人件費補助)を行う。 				
補助が必要な理由	地域福祉を推進する中核として社会福祉法にも位置づけられており、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど公共性の高い活動も行っているため				
補助対象者	朝来市社会福祉協議会				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 運営補助金については、朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱、人件費補助基準による。 正規職員9名(社協職員のうち地域福祉担当の職員分)に係る人件費のうち、実支給水準の4号下位の給料、諸手当、社会保険料を補助対象とし、その70%を補助する。 				
補助率/補助額	補助対象経費の70%	上限額	規定無し(但し、人件費補助基準有)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 対象職員数	9	9	9	8	3	8
②						
補助額	35,292,000	36,108,000	36,108,000	32,346,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	35,292,000	36,108,000	36,108,000	32,346,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	人件費補助基準に基づき上限設定有
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること	○	×	人件費に対する補助であり、事業費補助への転換はできない

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域福祉を推進する中核として社会福祉法にも位置づけられている。行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど公共性の高い活動も行っており、継続して支援する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	・事業費補助への転換ができないことを明記しておくべき。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	災害ボランティア活動サポート事業補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 関係機関との連携による地域福祉の推進		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	社会福祉協議会支援事業	26	5 年		

1. 事業概要

補助の目的	災害ボランティアに特化したボランティア活動支援				
補助が必要な理由	社会福祉協議会の災害ボランティアに特化した活動に対する支援を行い、社会福祉の増進を図るため				
補助対象者	朝来市社会福祉協議会				
補助対象事業	・市町ボランティア活動支援事業補助金については、災害ボランティアに特化し対象経費2,000千円×1/2=1,000千円を上限に活動を支援する。				
補助率／補助額	50%	上限額	1,000,000円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 対象事業	1	1	1	1	3	1
② 市民アンケート(防災)	31.7	35.1	32.0	32.9	3	39.0
補助額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域福祉を推進する中核として社会福祉法にも位置づけられている社会福祉協議会の災害ボランティア活動については公共性の高い活動であり、継続して支援する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	継続	・仕組みとしては問題なし。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	市身体障害者福祉協会活動助成金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	44	障害のある人の自立支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
		2 障害者の社会参加促進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	障害者団体等支援事業	28	3	年	

1. 事業概要

補助の目的	障害者団体の自主自立活動を促進する		
補助が必要な理由	障害者団体の自主自立活動を促進し、多様な地域活動の場や機会を提供することで、障害のある人の社会参加を促進するため		
補助対象者	市の区域内で活動を展開する社会福祉団体(朝来市身体障害者福祉協会)		
補助対象事業	①身体障害者の生活と福祉の活動の保証を確立する活動 ②地域社会での身体障害者の認識を高める活動 ③身体障害者相互の厚生を高める活動 ④身体障害者自らの福祉意識を高める活動 ⑤その他目的達成に必要と認められる諸活動		
補助率／補助額	規定無し (実質、会員一人あたり1,000円)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 会員数	676	676	676	676	3	680
② 活動回数	19	22	17	20	3	20
補助額	676,000	676,000	676,000	676,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	676,000	676,000	676,000	676,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	除外規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり1,000円)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	役員がイベント等事業展開の担い手として、また、市行政の各種事業計画策定委員や条例策定委員、プロジェクト検討委員等にも参画し、その役割は大きい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・ガイドラインに基づき必要な改正を行うこと。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	市手をつなぐ育成会活動助成金		担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市社会福祉活動促進事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	44	障害のある人の自立支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業		
		2 障害者の社会参加促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	障害者団体等支援事業		17	14 年		

1. 事業概要

補助の目的	障害者団体の自主自立活動を促進する		
補助が必要な理由	障害者団体の自主自立活動を促進し、多様な地域活動の場や機会を提供することで、障害のある人の社会参加を促進するため		
補助対象者	市の区域内で活動を展開する社会福祉団体(朝来市手をつなぐ育成会)		
補助対象事業	①知的障害者(児)の自立生活を支援する活動 ②知的障害者(児)の福祉の増進を図る活動 ③知的障害者(児)についての知識の普及啓発活動 ④知的障害者(児)の特殊教育を促進するための活動 ⑤知的障害者(児)に関する関係機関との連絡調整 ⑥その他本会の目的達成に必要な活動		
補助率/補助額	規定無し (実質、会員一人あたり3,500円)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 会員数	51	51	51	48	3	55
② 活動への参加者数	140	181	207	200	3	195
補助額	178,500	178,500	178,500	168,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	178,500	178,500	178,500	168,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	除外規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定無し(実質的には、会員一人当たり3,500円)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	役員がイベント等事業展開の担い手として、また、市行政の各種事業計画策定委員や条例策定委員、プロジェクト検討委員等にも参画し、その役割は大きい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・補助対象経費を明確化すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	44	障害のある人の自立支援の充実	分類	個人補助金	
		2 障害者の社会参加促進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	障害者(児)地域生活支援事業	28	3	年	

1. 事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため、就労等に伴い自動車を取得する場合にその自動車の改造に要する経費の一部を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	自動車の走行装置及び駆動装置等の改造に要する経費		
補助率／補助額	10／10 実支出額と上限額を比較し、少ない方の額	上限額	1台当たり100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度を利用して社会参加が図れた人	1	1	3	1	3	1
②						
補助額	100,000	100,000	288,000	100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	100,000	100,000	288,000	100,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	3	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国県制度に準じて設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため継続する必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・補助対象要件に対する補助基準の改正が必要。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課		
補助要綱	朝来市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	44	障害のある人の自立支援の充実	分類	個人補助金	
		2 障害者の社会参加促進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	障害者(児)地域生活支援事業		27	4 年	

1. 事業概要

補助の目的	身体障害者の就労等社会参加に寄与し、自立更正の促進を図るため、運転免許を取得するために要する費用を補助する。		
補助が必要な理由	身体障害者の就労等を支援、社会参加を促進するため		
補助対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者(他、詳細要件あり)		
補助対象事業	運転免許を取得するために直接要した費用		
補助率/補助額	定額補助	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度を利用して社会参加が図れた人	0	1	0	1	3	1
②						
補助額		100,000		100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	100,000	0	100,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数	0	1	0	1	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国県制度に準じて設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	身体障害者の就労等を支援し、社会参加を促進するため継続する必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・補助対象要件、補助率と上限の適正化が必要。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	老人クラブ等社会活動促進事業補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	老人クラブ等社会活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 高齢者の健康と生きがいづくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	老人クラブ支援事業	28	3	年	

1. 事業概要

補助の目的	市内の老人クラブ及び朝来市老人クラブ連合会が老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのために多様な社会活動を行い、老後の生活を豊かなものにするともに明るい長寿社会に資することを目的とする				
補助が必要な理由	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるようにするため				
補助対象者	①単位老人クラブ ②朝来市老人クラブ連合会				
補助対象事業	①単位老人クラブ 老後の生活を健全で豊かにするために単位老人クラブが実施する、ひとり暮らし老人の見守り、グラウンドゴルフなどの各種スポーツやイベントによる高齢者と他世代との交流促進事業、子育て支援・見守り活動等 ②朝来市老人クラブ連合会 市老人クラブ連合会が実施する各老人クラブへの活動促進事業や健康づくり・介護予防支援事業				
補助率／補助額	①単位老人クラブ：適合クラブ@100,000円・小規模クラブ@55,000円 (会員数30名以上が適合クラブ、29名以下が小規模クラブ) ②朝来市老人クラブ連合会：実績に応じて定額	上限額	県基準額		
上乗せ補助がある場合の根拠	県補助金(老人クラブ活動強化推進事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業、老人クラブ連合会による健康づくり・介護予防支援事業)に加えて、単位老人クラブについて、在宅独居者等見守り・友愛活動に対して10千円を市単費で加算。平成20年度に国庫補助金の基準額が10千円減額となった時に、市長政策判断でこの10千円を市単費で補填することとした。				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成対象クラブ数	94	92	83	83	3	83
② 元気高齢者の割合	77.0	78.4	78.5	78.2	3	80.0
補助額	12,121,000	11,995,000	11,425,000	11,426,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	7,183,000	6,427,000	6,141,000	6,245,000	—
	地方債					—
	その他					—
一般財源	4,938,000	5,568,000	5,284,000	5,181,000	—	—
一般財源の割合	40.7%	46.4%	46.2%	45.3%	—	—
補助件数	95	93	84	84	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性がある
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	原則、県基準額に準拠 ただし、10千円の上乗せ補助有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	原則、県基準額に準拠 ただし、10千円の上乗せ補助有
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	高齢者の生きがいと健康づくりの活動を促進し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと生活できるようにするため必要な活動であり、市としても活動補助を行い、活動を支える必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 市単独の上乗せ補助については、効果検証しながら、適正な運用を図ること。
外部	改正	・事業費補助であれば、一律10万円補助は見直しの余地あり。 ・補助金の性質上、食糧費の割合など制限するべき。
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分	既存
----	----

元 年 5 月 15 日

補助事業名	高齢者就業機会確保事業費等補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱	根拠法令	高齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金交付要綱		
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	団体運営費補助金	
		1 高齢者の健康と生きがいづくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	シルバー人材センター支援事業	30	1	年	

1. 事業概要

補助の目的	<p>○高齢者となっても生き生きと生活・活躍する場づくりを行うことが求められており、高齢者の就業機会の確保や技術研修などを実施するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の健康・生きがいづくりを促進する</p> <p>○高齢者の経験と知識を生かした地域社会に貢献できる就労機会の増加を推進する</p>		
補助が必要な理由	高齢者の就業をサポートし、増加する高齢者のやりがいや生きがいづくり、社会参加の促進を図るため		
補助対象者	公益社団法人朝来市シルバー人材センター		
補助対象事業	<p>高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱(平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号。厚生労働事務次官通知の別紙)第3条に規定する、高齢者就業機会確保事業</p>		
補助率/補助額	1/2	上限額	国基準額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① シルバー人材センター会員数	462	468	495	500	3	500
② 元気高齢者の割合	77.0	78.4	78.5	78.2	3	80.0
補助額	10,800,000	10,800,000	11,300,000	11,300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				11,000,000	—
一般財源	10,800,000	10,800,000	11,300,000	300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	2.7%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国基準に準拠
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○
適切な会計処理		①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
事業費補助への転換		①事業費補助へ転換すること	○	×	運営費補助金と事業費補助金の両方を包括している

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	高齢者の就業をサポートし、増加する高齢者のやりがいや生きがいづくり、社会参加の促進を図る中心のかつ公共性の高い役割を担った団体であり、継続して支援する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	社会福祉協議会等活動補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	社会福祉活動促進事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	事業費補助金ソフト事業	
	2 高齢者が安全・安心に暮らせる福祉のまちづくり		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	地域福祉基金運用事業	28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	朝来市地域福祉基金から生じる利子を財源として、高齢者の保健福祉の向上と民間福祉活動の活性化を図る		
補助が必要な理由	高齢者の保健福祉の増進と民間福祉活動の活性化を図るため		
補助対象者	社会福祉事業の活動を目的とする社会福祉団体(社会福祉協議会、高齢者施設合同連絡会)		
補助対象事業	社会福祉団体が行う次に掲げる事業 (1)地域社会福祉事業の推進に関する事。 (2)地域社会の調査に関する事。 (3)広報及び資料の発行に関する事。 (4)社会福祉事業従事者の研修等に関する事。 (5)社会福祉施設及び社会福祉団体等の連携に関する事。		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 元気高齢者の割合	77.0	78.4	78.5	78.2	3	80.0
②						
補助額	1,795,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	1,795,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	実質は②の経費に充当されていない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	地域福祉基金利子の額と想定される事業費から算出している。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	補助の効果が確認できる成果指標の設定になっていない
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	行政だけではカバーしきれない、ボランティア団体等の育成や活動補助を行う制度として必要な事業である。今後も老年人口の割合は増加することが予想されており、間接的にはあるが市民全体への影響ある必要な活動であり、市としても活動補助を行い、活動を支える必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費を明確化すること。
外部	改正	・補助金を受けた団体が、他団体に補助することは疑問。 ・毎年補助を出していると、自立性の面でよくない。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	社会福祉施設の譲渡に係る施設改修工事費補助金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課		
補助要綱	社会福祉施設の譲渡に係る施設改修工事費補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	事業費補助金ハード事業	
	2 高齢者が安全・安心に暮らせる福祉のまちづくり		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	老人福祉施設整備事業	21	10 年		

1. 事業概要

補助の目的	○公の施設管理に民間活力を活用し住民サービスの持続と向上を図るため、老人福祉施設の譲渡を促進することで、福祉行政のスリム化を図っていく ○社会福祉法人等が行う老人福祉施設の整備を支援することで、老人福祉施設の充実や利用者の安全確保を推進することで、高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくりを進める				
補助が必要な理由	老人福祉施設の充実や利用者の安全確保を推進するため				
補助対象者	社会福祉法人				
補助対象事業	市が所有する社会福祉法第2条に規定する事業を行う施設を社会福祉法人に譲渡した後、社会福祉法人が譲渡後2年以内に行う施設改修工事で、老朽化等により生ずる緊急を要する工事又は改修しなければ施設利用に支障があるなどやむを得ない事由による工事				
補助率／補助額	1/2	上限額	延べ床面積が1,500平方メートル未満 10,000千円 延べ床面積が1,500平方メートル以上 20,000千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数	0	0	0	0	3	0
②						
補助額	0	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	0	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	③④は未設定
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	上限額の積算根拠が必要
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			直近3年間の実績無し
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止②	補助実施期間を終了しているため、廃止する。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止①	・個別事案に応じて要綱を策定し進める事業のため、廃止。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	医師就労支援補助金		担当部課	健康福祉部 地域医療・健康課		
補助要綱	朝来市医師就労支援対策交付金要綱		根拠法令			
総合計画体系	41	安心できる地域医療体制の充実	分類	事業費補助金ソフト事業		
		1 地域医療体制の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域医療対策推進事業		30	1 年	2	

1.事業概要

補助の目的	市内の公立病院の医師不足の解消を図るため、医師に朝来市内の公立医療センターに勤務することへの優位性を持たせるとともに、それぞれの医師の更なる志学の向上を支援すること並びに市内開業医(歯科医を除く。)で構成された団体(以下「医師会」という。)の更なる組織強化と活動の促進及び医師会に所属する医師の志学の向上を支援することを目的とする。		
補助が必要な理由	市内の公立病院の医師不足の解消を図り、地域医療体制の充実を図るため。		
補助対象者	(1)市内の公立病院に勤務する医師で構成された団体(2)医師会		
補助対象事業	(1) 医師の志学の向上のための活動 (2) 市民等を対象とした研修会、講習会等の開催 (3) 医師の紹介、招へいのための活動及び団体、医師会の組織強化のための活動 (4) 前3号に掲げるもののほか、地域医療充実のため市長が必要と認める活動		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 公立病院、医師会等団体数	2	2	2	2	2	2
② 公立病院の医師数	8	8	9	11	2	11
補助額	769,500	229,500	441,509	1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	769,500	229,500	441,509	1,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	1	1	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域医療の充実に向け公立病院や開業医、医師に医療情報等の提供し、市民が医療に対する安心感が得られる環境づくりを推進するため継続が必要であると考えます。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・ガイドラインに基づいて必要な改正を行うこと。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	不育症治療費助成金	担当部課	健康福祉部 地域医療・健康課		
補助要綱	朝来市不育症治療費助成金支給要綱	根拠法令			
総合計画体系	35	健やかな乳幼児の育成支援	分類	個人補助金	
		1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	特定不妊・不育症治療費助成事業	29	2 年		

1. 事業概要

補助の目的	不育症の検査費や医療保険適用外の治療費の一部を助成し、不育症の早期受診・早期治療の促進や経済的な負担の軽減を図る 本市における安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	不育症の治療による出生率は7割と高い一方で、不育症の認知度は低く理解不足から受診につながっていない状況があることから、県では出生数の増加をめざし、各市町に本事業の実施をすすめている。 高額な医療費等の助成を行うことは、相対的に所得の低い若い世代の経済的な軽減を図ることができるので、早期受診、早期治療につながり、子どもを欲しいと願う夫婦の希望を実現でき、少子化対策の一助となる。		
補助対象者	・不育症と診断されている市に住所を有する法律上の夫婦であり、治療開始日に妻の年齢が43歳未満の者 ・市税を滞納していないこと ・他の自治体から同様の助成を受けていないこと ・医療保険に加入していること		
補助対象事業	不育症のリスク因子の検査、絨毛染色体検査、及び不育症の治療(母体が妊娠を維持できるようにするための治療)に要した医療保険適用外の費用に対する一部助成		
補助率／補助額	規定無し	上限額	1年度につき15万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(安心して生み育てる)	39.1	39.4	38.3	39.0	3	39.5
② 妊娠・出産について満足している者の割合	85.3	85.3	83.6	86.5	3	87.0
補助額	2,953	0	0	150,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,953	0	0	150,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	0	0	1	—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市税の完納条件のみ 暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	県の不育症治療支援事業補助金の積算根拠として示された中に、保険適用外の検査・治療費は年間30万円と試算されていた。この金額をもとにして、子どもが欲しいと望む夫婦への市の助成事業として、県の補助制度を参考に保険適用外の医療費(自己負担額)の1/2相当の15万円を1年度における上限額として設定。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	実績は少ないものの、セーフティネットとしての一定の効果は認められる
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	県制度の内容に、市の独自の内容(所得制限なし等)を追加しているので、さらに若い世代の経済的負担軽減が図れ、早期受診・早期治療につながることから、安心して子どもを産み育てる環境づくりができています。また、本事業は直接的に出産数の増加につながることも、県が推奨するように本事業の継続実施が必要であると考えます。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	特定不妊治療費助成金	担当部課	健康福祉部 地域医療・健康課		
補助要綱	朝来市特定不妊治療費助成事業実施要綱	根拠法令			
総合計画体系	35	健やかな乳幼児の育成支援	分類	個人補助金	
		1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	特定不妊・不育症治療費助成事業	29	2 年		

1.事業概要

補助の目的	医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的な負担の軽減を図る。本市における安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが欲しいと望む夫婦があきらめずに必要な治療を受け希望する妊娠・出産を実現するためには、経済的な負担の軽減を図ることが必要である。 ・治療費の一部助成制度は、相対的に所得が低い若い世代の夫婦が早期に治療を受けやすい環境につながる。 ・少子化対策の一助となる。 				
補助対象者	法律上の婚姻をしており、夫婦いずれかが朝来市に住所を有する夫婦 兵庫県特定不妊治療費助成事業該当者、かつ兵庫県以外の地方公共団体からの助成を受けていない者				
補助対象事業	医療保険適用外である特定不妊治療(顕微授精・体外受精)に要した医療費に対する費用の一部助成				
補助率／補助額	特定不妊治療に要した医療費から、県要綱に基づく助成額を控除した額に対し市から助成	上限額	1回あたり10万円(治療内容により5万円)		
上乗せ補助がある場合の根拠	平成22年度に朝来市少子化対策総合推進プロジェクト・チームにより提言を受け、H23年度から少子化対策の一つとして本事業を開始。特定不妊治療にかかる治療費は、1回の治療クールで平均25～30万円前後かかっており、1回の治療で子どもが授かることは難しく、複数回の治療を受ける夫婦が多く、高額な治療費を支払っている。こうした現状をうけて、県の助成制度だけでは高額な治療費への支援としては十分ではないことから、子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対し、経済的な負担の軽減のため市からの上乗せ助成を行っている。さらにこうした市の助成制度も利用することによって、出産や子どもへのリスクが低い若い年齢のうちから治療を始めることができる。事業開始時の市からの助成金額の算出根拠は不明。				

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 母子手帳交付件数	8	15	9	10	3	10
② 妊娠・出産について満足している者の割合	85.3	85.3	83.6	86.5	3	87.0
補助額	2,951,284	2,775,400	2,838,330	2,950,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,951,284	2,775,400	2,838,330	2,950,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	40	37	35	40	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	②不妊治療費は医療保険適用外で高額となるため、県の補助額を控除した金額に対し、市の助成事業を実施している。県下各市町も同様に上乗せ補助を実施している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	事業開始時の積算根拠の詳細は不明。申請者の1クールの特定不妊治療にかかる費用の平均は当初、1回約25～30万円かかっており、県の助成額は1回あたり上限15万円だったことから自己負担額は約10～15万となる。この額に対する市の制度として上限を設定したものと理解している。(ここ数年は、治療費は平均約45～48万円かかっている現状。県の助成も、初回助成を増額するなど制度改正もされている)
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	不妊治療は1回の治療で妊娠する確率が低いいため、何度も治療を受けるケースが多い。そのため子どもが欲しいと希望される若い夫婦にかかる医療保険適用外の医療費は大変高額となり、精神的にも経済的にも負担が大きい。本制度を利用することで少しでも希望する妊娠、出産につながっている夫婦もあることから、継続して事業を実施することは必要であるとする。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	インフルエンザ予防接種費用助成金	担当部課	健康福祉部 地域医療・健康課			
補助要綱	朝来市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	42	こころとからだの健康(健幸)づくりの推進	分類	個人補助金		
		3 感染症予防対策の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	予防接種事業	元	0	年		

1. 事業概要

補助の目的	インフルエンザワクチンを用いた予防接種(以下「予防接種」という。)により感染のおそれがあるインフルエンザの発生及びまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上と市民の健康保持に寄与することを目的として実施する。 予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)等の経済的負担を軽減するため					
補助が必要な理由	インフルエンザ予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)等の経済的負担の軽減する。 特に、子育て世代については、経済的負担を軽減するため助成額を令和元年度から増額している (予防接種2回対象者(生後6か月～13歳未満者)の2回目の補助額を1,000円から2,000円に増額)					
補助対象者	(1) 予防接種日において60歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもの (2) 予防接種日において60歳以上65歳未満の者で、呼吸器、心臓、腎臓機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持するもののうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の障害等級1級又は2級に該当するもので、定期接種の対象とならないもの (3) 生後6月以上予防接種日の属する年度において16歳未満の者。					
補助対象事業	インフルエンザ予防接種					
補助率/補助額	予防接種1回当たり2,000円	上限額	1回当たり2,000円			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 接種延べ人数	3,272	3,085	3,288	6,405	3	6,405
②						
補助額	5,221,000	4,929,000	5,231,600	12,810,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	5,221,000	4,929,000	5,231,600	12,810,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3,272	3,085	3,288	6,405	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	実質的には1/2以内
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市民の健康保持に寄与するため、また、被接種者等の経済的負担を軽減するため継続が必要であると考え。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	生活研究グループ補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市農業者団体活動費補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	団体運営費補助金		
	1 農業の担い手と農業経営体の育成・強化		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	農畜産業振興一般管理事業		19	12 年		

1. 事業概要

補助の目的	生活研究・技術・知識等の情報交換を行い、活力ある地域社会及び農業振興を図る。				
補助が必要な理由	県及び国に上位組織があり、活動支援を要するため				
補助対象者	市内に在住する農家の女性等で組織する生活改善グループ				
補助対象事業	食育、加工品等の開発・販売 グループ間の情報交換 (事務局:朝来農業改良普及センター)				
補助率/補助額	規定無し	上限額	規定無し		
上乗せ補助がある 場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 支部事案件数	未把握	未把握	5	6	3	8
②						
補助額	85,000	85,000	85,000	85,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	85,000	85,000	85,000	85,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費等に充当されている可能性有
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	1グループの活動につき1万円の補助金
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	×	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	現在の内容では、効果が認められない
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成30年度に朝来市生活研究グループと養父市生活研究グループが合併し、南但馬生活研究グループが設立された。これに基づき、各グループの販路拡大や研究活動費として継続が必要である。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・組織と制度の必要性に疑問。 ・一旦廃止の上、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	新規就農者支援補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市新規就農希望者研修費補助金交付要綱	根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	個人補助金	
		1 農業の担い手と農業経営体の育成・強化	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	住みたい田舎移住促進プロジェクト事業		29	2 年	

1. 事業概要

補助の目的	人口減少政策の一環として、農業分野での活性化を図る及び農業・農村の活性化に資するための新規就農希望者研修を受講する者に対して交付する。		
補助が必要な理由	農業に専念するため、研修時の費用を確保する。		
補助対象者	市内において新たに農業に従事しようとする者		
補助対象事業	【補助対象者の要件】 (1) 研修の受講を開始するときの年齢が61歳以下であること。 (2) 農業生産基盤を相続等により取得することが見込めないこと。 (3) 市長が別に定める研修終了後において速やかに就農(雇用就農を含む。)を予定していること。 (4) 農業経営に係る知識、技術等の習得のため、兵庫県朝来農林振興事務所の指導を受けること。 (5) 市税等市の徴収金に滞納がないこと。 (6) 研修の実施において、この補助金の目的と重複する国又は県等の補助を受けていないこと。 (7) 生活保護、求職者支援制度等生活費を支給する国又は県等の補助を受けていないこと。 (8) 朝来市暴力団排除条例(平成25年朝来市条例第36号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。		
補助率/補助額	45歳以下15万円/月、46歳以上10万円/月	上限額	180万円、120万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 研修生	1	4	8	6	7	50
②						
補助額	450,000	7,000,000	16,850,000	32,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			1,249,000	—	—
	地方債				—	—
	その他		7,000,000	13,500,000		—
一般財源	450,000	0	2,101,000	32,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	0.0%	12.5%	100.0%	—	—
補助件数	1	4	13	19	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国等の事業を参考にしている
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	県に類似制度はあるものの、検証の結果、補助の目的を達成するために市単独制度が必要と判断した
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市内農業者の高齢化は進んでおり、また認定農業者も少ない今の現状では、今後農地を維持することも困難になり住環境にも影響を及ぼす恐れがある。早急に担い手を育成することは、農業の活性化ばかりでなく新たな耕作放棄地の発生抑制にもつながるため今後も継続する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		補助金額の在り方(45歳15万円と46歳以上10万円の差が大きい)について検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	農業機械導入支援補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市農業機械等導入支援補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	個人補助金		
	1 農業の担い手と農業経営体の育成・強化		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	農業機械導入支援事業		30	1 年	2	

1. 事業概要

補助の目的	農地の集積、集約を加速させ、農業経営の規模拡大及び効率化を図る。		
補助が必要な理由	農業者の高齢化により、耕作放棄地が増える中、担い手となる認定農業者等も手一杯の状況にある。担い手となる農業者が更に規模拡大するためには、高額な農業機械の問題もあり、機械の導入費用を補助することで農地の集積を加速させ、規模拡大による効率化と経営安定を図る必要があるため。		
補助対象者	市内認定農業者及び認定新規就農者		
補助対象事業	農業用機械及び市町が認める機械、装置		
補助率／補助額	購入経費の1/2以内	上限額	5,000千円(中古農業機械2,500千円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 農地の新規集積面積にかかる生産額			11,850,000	22,350,000	2	32,850,000
②						
補助額			7,129,000	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		3,564,500		—	—
	地方債				—	—
	その他			3,500,000		—
一般財源	0	0	64,500	7,500,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.9%	100.0%	—	—
補助件数			3	6	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	○	市場価格を参考に、1/2を上限とする
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	要望も多く、農地集積を加速するためには有効であるため継続が必要。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	特産物振興対策事業補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市特産物振興対策事業補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	個人補助金		
		3 付加価値を高める農畜産業経営	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	特産物振興事業		30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	高収益につながる特産物の生産拡大、ブランド化、需要の掘り起こしを行うための支援等を行うことにより、農家所得の向上を図り、また、コウノトリ育む農法による水稻や土づくり促進事業により、環境にやさしい農業の普及を図ることとする。		
補助が必要な理由	特産物の生産拡大に必要な機械等の補助、有機堆肥を購入する際の支援等を行うことにより、特産物の生産者の増加、現在生産している方の面積拡大等を支援するため。		
補助対象者	市内の農業者、畜産業者、営農集団、農業協同組合及び農畜産業に係る事業者等		
補助対象事業	土づくり促進事業 振興作物栽培促進事業 岩津ねぎ採種・保管事業		
補助率／補助額	要綱別表のとおり	上限額	要綱別表のとおり
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 栽培面積(コウノトリ米、岩津ねぎ、黒大豆、ピーマン)	142.9	138.1	133.7	138.0	3	170.0
② 市民アンケート(農業)	29.6	32.3	25.3	26.2	3	35.0
補助額	12,403,185	14,488,800	10,489,215	9,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	12,403,185	14,488,800	10,489,215	9,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	313	320	298	70	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	事業の種類ごとの単価設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	積算根拠無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	一定の効果は出ていると想定されるが、適切に数値の把握ができていない
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	朝来市の特産物(岩津ねぎ・黒大豆など)の生産面積を維持するため、環境創造型農業を推進して行くためにも継続は必要であると考えている。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・生産に特化した運用は良いので、生産量・出荷量等の成果指標を早急に整理。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	有害鳥獣対策協議会補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	事業費補助金ソフト事業		
		3 付加価値を高める農畜産業経営	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	有害鳥獣対策事業		23	8 年		

1. 事業概要

補助の目的	有害鳥獣による農林業被害を未然に防止することで、農林業者の意欲向上及び生産を高め、農林業の振興に寄与することを目的とし、有害鳥獣被害対策事業に要する経費に対し、補助金を交付すること。		
補助が必要な理由	有害鳥獣被害対策は、ハード・ソフト両面から総合的に取り組まなければ成果が上がらない事業であり、その実施主体は関係者で組織された団体が望ましく、その団体の運営には支援が必要である。		
補助対象者	(1) 農林畜産業を営む団体 (2) 有害鳥獣の被害対策を行う団体 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの		
補助対象事業	(1) 有害鳥獣の農地への侵入を防止する侵入防止柵に関する事業 (2) 有害鳥獣を捕獲するための捕獲檻購入に関する事業 (3) その他有害鳥獣の被害対策を行う団体等の運営及び有害鳥獣被害対策事業に従事するために要する事業		
補助率／補助額	10/10	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 市内農林業被害額(円)	29,493,000	13,413,000	7,652,000	7,000,000	3	6,000,000	
②							
補助額	6,730,030	1,043,000	2,791,600	5,300,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	5,983,000	1,033,000	2,751,600	5,200,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	747,030	10,000	40,000	100,000	—	—	
一般財源の割合	11.1%	1.0%	1.4%	1.9%	—	—	
補助件数	1	1	1	1	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	対象経費の規定無し
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	有害鳥獣駆除を継続することで被害が減少する効果は出ているが、被害のすべてがなくなっていないため継続が必要である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費について、明確化することを検討すること。
外部	改正	・補助対象経費についての明確化が求められる。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	新規狩猟者育成事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市新規狩猟者育成事業補助金交付要綱	根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	個人補助金	
		3 付加価値を高める農畜産業経営	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	有害鳥獣対策事業	29	2	年	

1. 事業概要

補助の目的	市内狩猟者の高齢化は顕著であるなか、市内の有害鳥獣駆除を継続するため、新規狩猟従事者の育成を図ること。		
補助が必要な理由	狩猟活動を開始するためには備品購入を中心に多くの経費がかかるため、その支援が必要である。		
補助対象者	市内に住所を有し、兵庫県が実施する有害鳥獣捕獲入門講座運営事業(育成スクール)を卒業した者又は卒業見込みと認められる者		
補助対象事業	【補助対象者の要件】 (1) 市内に在住する60歳までの者 (2) 第一種銃猟免許及びわな猟免許を取得した者 (3) 猟銃所持許可証を取得した者 (4) 猟銃、ガンロッカー、装弾ロッカー、罟及び無線機一式を所持している者 (5) 兵庫県猟友会朝来支部に入会し、有害捕獲活動に意欲がある者 新規狩猟従事に係る旅費、教材費、受講料、入会金、備品購入等のその他経費		
補助率／補助額	規定無し	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 60歳以下の猟友会員(銃猟)	10	8	9	11	3	15
②						
補助額	200,000	200,000	200,000	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	200,000	200,000	200,000	200,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	20万円の積算根拠が必要
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	狩猟者ほぼ全体が高齢化しており、新規狩猟者の継続的な育成が必要である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	シカ肉有効活用補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市シカ肉有効活用補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	事業費補助金ソフト事業		
	3 付加価値を高める農畜産業経営		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	有害鳥獣対策事業		29	2 年		

1. 事業概要

補助の目的	有害捕獲されたシカを、食肉として有効活用する活動を支援すること。		
補助が必要な理由	シカは止め刺しするのが野外であり、鮮度維持、衛生面の手間、又止め刺しの技術と後処理に手間がかかるため猟師が加工施設に持ち込むことをためらい、埋設されるだけとなっている。鹿肉を地域資源として有効活用するには、加工施設に持ち込むことの意識付け、搬出の負担を補助する支援は必要だと考える。		
補助対象者	有害鳥獣捕獲者であって市内の食肉加工施設にシカを搬入するもの又は市内で食肉加工施設を営む者であってシカを回収し引き取るもの。		
補助対象事業	有害捕獲活動により捕獲されたシカを、食肉加工施設(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に規定する許可を受けた者が営業を営む施設をいう。)に搬入し、又は引き取り、食肉として有効活用する事業。		
補助率/補助額	シカ1頭当たり2,000円	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 加工施設処理頭数(有害捕獲分)			304	320	3	350
②						
補助額			236,000	360,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		23,600	36,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	212,400	324,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	90.0%	90.0%	—	—
補助件数			3	3	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	2千円の積算根拠が必要
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	捕獲頭数に対する加工施設の処理頭数の割合は、30年度分で約2割と依然として低い。また、ジビエについての社会的な関心はたかくなってきたが、まだ一般に広く定着したとは言い難い段階であり、シカ肉の有効活用するための支援が必要である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市未利用材搬出支援事業補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市未利用材搬出支援事業補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	213	森林がもつ多面的な機能を発揮させる林業の振興	分類	個人補助金		
	1 森林がもつ多面的な機能の確保		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	森林経営管理事業		元	0	年	

1. 事業概要

補助の目的	市内における森林整備に伴う間伐等により発生する間伐材のうち、用材とせず森林内に留置される間伐材の原木の朝来バイオマス発電所への運搬に対して補助金を交付することにより、自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る低炭素循環型社会の構築に寄与するとともに、林地残材の発生を防止することにより、災害発生時における流木被害の防止に資することを目的とする。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る。 ・林地残材を無くすことで、流木被害の防止を図る。 ・朝来バイオマス発電所への安定的な供給を図る。 <p style="text-align: right;">【令和元年度補助開始事業】</p>		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体		
補助対象事業	市内の森林から搬出された間伐材等由来の木質バイオマスと証明された木材(原木)		
補助率/補助額	1トンにつき1,000円を乗じて得た額	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 木材供給量				5,000t	15	15,000t
②						
補助額				5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	5,000,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数				9	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	単位当たりの定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	近隣自治体を参考に、単価設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			令和元年度からの制度で実績無し
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	木材の安定供給と林地残材による災害発生時の流木被害等防止に必要なため。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市林道・作業道機能回復事業補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市林業補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	213	森林がもつ多面的な機能を発揮させる林業の振興	分類	事業費補助金ハード事業		
	1 森林がもつ多面的な機能の確保		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	林道機能回復事業		28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	「森林・林業再生プラン」が国より指針として策定され、森林整備における間伐材の搬出が必須となった。このような状況の中、林道機能の回復により、今後の搬出間伐等の施業を推進することを目的とする。				
補助が必要な理由	集中豪雨等により、崩土、路面洗掘等の修繕を行うことで、林道機能の維持を図る。				
補助対象者	市内森林組合等				
補助対象事業	市の林道台帳に記載された林道 生野:16路線、和田山:23路線、山東:16路線、朝来:34路線 計89路線				
補助率／補助額	【林道】1/2 【作業道】規定無し	上限額	【林道】400千円 【作業道】1,800千円		
上乗せ補助がある 場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 被災箇所	1箇所	1箇所	0	0	3	0
②						
補助額	400,000	400,000	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	400,000	400,000	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	1	1	0	—	—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	補助対象者を明確に規定する必要有 市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	作業道は1/2と規定されていない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国庫補助(40万円)を受けられない分を補助する
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	集中豪雨等により、崩土、路面洗掘等で林道機能回復が必要となった場合を想定するものであり、継続する。
2次	改正	・判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 ・補助対象者を明確化することを検討すること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市ヤマビル駆除用機具購入費補助金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	朝来市ヤマビル駆除用機具購入費補助金交付要綱		根拠法令	朝来市農林畜産振興対策事業補助金等交付規則		
総合計画体系	213	森林がもつ多面的な機能を発揮させる林業の振興	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 森林がもつ多面的な機能の確保		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	ヤマビル駆除用機具購入費補助事業		25	6 年		

1. 事業概要

補助の目的	市内のヤマビルの生息数を減少させ、林内の環境整備を図る。		
補助が必要な理由	ヤマビル被害の軽減		
補助対象者	市内の地域自治協議会		
補助対象事業	ヤマビル駆除用機具		
補助率／補助額	1/2	上限額	機具の種類により9,000円～600,000円
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 機具購入台数	0	0	0	0	3	0
②						
補助額	0	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	0	0	0	0	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	過去3年間実績無し
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	ヤマビルの生息域の拡大により、吸血被害が増大している。今後、森林整備や鳥獣対策と併せて、効果的に実施する必要がある。
2次	廃止①	過去3年間実績が無く、廃止とすること。
外部	廃止①	・制度としての役割は終わったため廃止。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	観光協会事業費補助金	担当部課	産業振興部 観光交流課		
補助要綱	朝来市観光振興対策事業補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	13	朝来の強みを活かした観光振興	分類	事業費補助金ソフト事業	
		3 広域観光の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	観光協会等支援事業	23	8	年	

1. 事業概要

補助の目的	本市の観光振興を推進することによって、経済波及効果に繋げることを目的とする。目的の実現を目指して、各観光協会やイベント等と連携しながら推進を図る。		
補助が必要な理由	関係団体やイベント等と連携した広域観光交流の推進による市内観光入込客の増加		
補助対象者	各観光協会、各イベント実行委員会等		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■観光協会 ・生野町観光協会(補助金:1,828,000) ・和田山町観光協会(補助金:1,348,000) ・朝来市山東町観光協会(補助金:741,000) ・朝来市あさご観光協会(補助金:133,000) ■イベント ・和田山地蔵まつり(補助金:2,454,000) ・わだやま竹田お城まつり(補助金:1,068,000) ・竹田秋祭り(補助金:67,000) ・竹田地区観光事業(補助金:160,000) ・山東夏祭り(補助金:1,264,000) ・あさご夏祭り(補助金:1,886,000) ・生野銀山へいくろう祭り(補助金:329,000) ・銀谷まつり(補助金:1,286,000) 		
補助率/補助額	原則1/2(但し、定額補助有)	上限額	対象事業費の概ね1/2を上限額とする
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 観光客入込客数	2,208,896	2,289,482	2,224,886	2,225,000	3	2,225,000	
② 市民1人当たり観光消費額				未把握	3		
補助額	12,364,000	12,364,000	12,364,000	12,564,000	—	—	
特定財源	国庫支出金				—	—	
	県支出金				—	—	
	地方債	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—
	その他	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	—	—
一般財源	3,164,000	3,164,000	3,164,000	3,364,000	—	—	
一般財源の割合	25.6%	25.6%	25.6%	26.8%	—	—	
補助件数	12	12	12	11	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助する必要がある者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④は満たしていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	原則1/2だが、一部定額補助有
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	酒蔵音楽会補助金との整理が必要
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市の重要施策である観光振興を更に推進することによって、交流人口の増加による経済波及効果に繋げることを目的とするためには、不可欠な補助金である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 事業種目、補助率、補助額及び上限額の考え方を検討すること。 既存類似制度との整理統合を検討すること。
外部	改正	・1人あたり観光消費額について算出方法を検討。 ・補助金を打ち切るなら段階的に示していくことが必要。
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

元 年 5 月 14 日

区分	既存
----	----

補助事業名	但馬・食文化まつり運営補助金	担当部課	産業振興部 観光交流課		
補助要綱	朝来市「但馬のまつり」補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	13	朝来の強みを活かした観光振興	分類	事業費補助金ソフト事業	
		3 広域観光の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	但馬・食文化まつり事業	26	5	年	

1. 事業概要

補助の目的	但馬の食を通じた広域観光の推進を図る。		
補助が必要な理由	関係団体と連携した広域観光交流の推進による但馬周遊観光客の増加		
補助対象者	実行委員会		
補助対象事業	<p>■但馬・食文化まつり2019</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時:10月20日(日)(予定) 1日開催 ・場所:イオン和田山店駐車場 ・主催:但馬・食文化まつり実行委員会 ・テーマ:食材の宝庫—但馬・お国自慢 ・イベント:お国自慢バザール、但馬・うまいもん村、展示・PR、ステージ・芸能披露ほか 		
補助率/補助額	定額	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 参加者数	36,000	26,000	20,000	20,000	1	20,000
②						
補助額	3,500,000	4,150,000	4,150,000	4,150,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	—
一般財源	500,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	—	—
一般財源の割合	14.3%	27.7%	27.7%	27.7%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④は満たしていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限設定がない
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	令和元年度の25回目のイベントで、但馬・食文化まつりは終了する。令和2年度からは、新たな食のイベントとしてスタートする予定。
2次	廃止①	但馬食文化まつりとしては令和元年度末で終了するため、廃止とする。
外部	廃止①	・食文化まつりの事業終了に伴い廃止。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市企業就業者確保支援補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市企業就業者確保支援補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	2 安定した雇用の確保		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	奨学金返還応援企業支援事業		元	0 年	2	

1. 事業概要

補助の目的	市内企業の人材確保を図るとともに若年者の地元就職及び定着を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	○奨学金返済負担軽減制度を創設する市内企業を増やし、市内企業の人材確保及び離職率の低下を図る		
補助対象者	奨学金返済支援制度を設けている市内企業等		
補助対象事業	<p>○企業就業者確保支援補助金 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内企業に対して、その負担額の一部を補助</p> <p>【対象企業】(1)市内の企業(市内に住所があり、市内に事業所がある個人、または市内に事業所がある法人で1年以上引き続き市内で事業を営んでいること) (2)対象従業員に対して奨学金返済負担軽減制度を設けていること</p> <p>【対象者】(1)正社員である者(2)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 (3)申請時点で、当該企業に就職後5年以内の者(4)申請時点で、市内事業所に勤務する者 (5)30歳未満の者</p>		
補助率／補助額	(1)対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助 (2)補助上限は年6万円(ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額)	上限額	6万円/年
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 制度活用従業員数			3	17	2	17
②						
補助額			119,105	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	119,105	1,000,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			3	17	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	経済成長戦略においても人材の確保を最優先の課題としており、市内企業の人材確保、若年者の地元就職及び定着を促進するためにも積極的に進めていきたい。県の制度も利用することができ県、市、事業所の3者で人材の確保を図ろうとするもの。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市中小企業融資利子補給金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市中小企業融資利子補給金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業融資事業		29	2 年	4	

1. 事業概要

補助の目的	○中小企業融資利子補給事業・保証料補助事業 ・新規開業や異業種展開、利益を向上させる経営革新計画の認定を受けるなど、積極的に事業展開を行う事業者の負担軽減による支援を行う。		
補助が必要な理由	○新規開業や異業種展開、利益を向上させる経営革新計画の認定を受けるなど積極的に事業展開を行う事業者を支援することにより、市内中小企業の成長支援を推進する		
補助対象者	市内中小企業者		
補助対象事業	○「中小企業融資利子補給事業」 朝来市中小企業融資制度のうち、 ・経営革新支援資金、企業育成資金、開業資金 のいずれかの資金を、5年以上の期間、借入れを受けた事業者に対して、3年間の支払い利子全額を補給する また、平成26年度から「兵庫県信用保証協会」の保証を受けた事業者が支払う保証料の半額を補助する制度を創設し、事業者が利子補給か保証料補助かどちらかを選択できる制度とする		
補助率／補助額	補給金の額は、実際に支払いを行った利子額	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 利子補給件数	6	5	10	23	4	24
②						
補助額	570,817	1,258,887	1,678,603	2,973,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	570,817	1,258,887	1,678,603	2,973,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	5	10	23	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	3年間に限り、利子全額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	3年間に限り、利子全額補助
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	×	×	県に同様の制度があり令和元年度に制度を検討予定
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	市の融資制度と同様の制度が県にもあるが、県の制度には利子補給がないなどの理由により市の制度を利用されている。近隣市町の状況を確認しながら検討していきたい。 なお、市の制度は縮小方向で検討したい。県の制度を補完(市で利子補給のみ行う)する形で、事業所及び関係機関と協議して縮小方向で検討したい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 県類似制度と市制度の精査を行うこと。
外部	改正	・県との類似性あれば、整理統合を検討する。 ・融資そのものの効果を検証する仕組みが必要。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	信用保証料補助制度	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市中小企業融資制度要綱	根拠法令				
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	中小企業融資事業	29	2 年			

1. 事業概要

補助の目的	・市内中小事業者が必要とする事業資金の融資を促進し、経営の安定と向上を図る。		
補助が必要な理由	○市内中小事業者の経営の安定化を図る		
補助対象者	市内中小企業者		
補助対象事業	○信用保証料補助事業 朝来市中小企業融資の融資に係る当初申し込み時の契約において融資を受ける者が負担すべき信用保証料の2分の1を補助		
補助率／補助額	信用保証料の2分の1	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助件数		4	5	4	3	600,000
②						
補助額		684,603	905,880	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	684,603	905,880	600,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		4	5	4	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市税のみで市の徴収金となっていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	県保証協会が定める保証料の1/2
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	×	×	県に同様の制度があり令和元年度に制度を検討予定
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	市の融資制度と同様の制度が県にもあるが、県の制度には信用保証料補助がないなどの理由により市の制度を利用されている。近隣市町の状況を確認しながら検討していきたい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 県類似制度と市制度の精査を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	商工業振興対策事業補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市商工業振興対策事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	団体運営費補助金		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	商工会支援事業		23	8 年		

1. 事業概要

補助の目的	市の商工行政の一翼を担う経済団体である朝来市商工会を支援し商工業の振興及び地域の活性化を推進する。					
補助が必要な理由	○事業者の経営力強化及び経営安定化を図る ○新規創業者の促進を図る ○事業者の事業承継の円滑化を図る					
補助対象者	朝来市商工会、商工団体					
補助対象事業	○通常事業 ・補助対象経費は、指導職員人件費、旅費、研修会・講習会等の開催費、視察関連費、金融指導費、労務対策費、青年女性対策費等。 ○特別事業 ・戦略的経営支援事業 ・地域支援事業					
補助率／補助額	○通常事業 国県補助金の3割以内 ○特別事業 補助対象経費5割以内(戦略的経営支援事業は補助対象経費の8割)		上限額	予算の範囲内		
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規創業者数	10	10	11	10	3	10
② 商工会会員数	957	927	904	884	3	904
補助額	19,776,000	21,605,000	21,197,000	20,775,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	19,776,000	21,605,000	21,197,000	20,775,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	明確な除外規定無し(食糧費等)
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	通常事業以外は積算根拠が必要
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	新規創業件数は若干向上している
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	○ ○ ×

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	商工会は、朝来市唯一の経済団体で、市内商工業振興を図るうえで、その存在意義は大きい。市関係課との定例会議を行いながら、連携を深めながら市内商工業の振興を図っていききたい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・ガイドラインに基づき必要な改正を行うこと。 ・商工業全体の活況を把握するための指標設定が必要との指摘あり。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市にぎわい創出事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市にぎわい創出事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
		3 企業誘致・起業の促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市にぎわい創出事業	元	0 年	3		

1. 事業概要

補助の目的	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助を行い、市内ににぎわいをもたらす、起業等の機会を創り出す。		
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家・空き店舗の減少		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …改装費の1/2以内、最高600千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の1/2以内、最高5万円/月(2年間) …店舗買取費用の1/2以内、最高120万円(1回限り)		
補助率/補助額	店舗改装費等補助…改装費の1/2以内 店舗賃借料等補助…店舗賃借料の1/2以内、 …店舗買取費用の1/2以内	上限額	店舗改装費等…補助最高600千円(1回限り) 店舗賃借料等補助…店舗賃借料の内最高5万円/月(2年間)…店舗買取費用の最高120万円(1回限り)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数	2	4	4	4	3	4
②						
補助額	3,936,000	3,547,000	5,222,000	5,036,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,936,000	3,547,000	5,222,000	5,036,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	4	4	4	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	総合政策課で実施している空き家を住居のために改装する費用を補助する制度（空家活用促進事業）と整合性をもたせるため対象経費の1/2補助で限度額60万円と設定	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	創業件数は安定しており、空き家空き店舗が解消されている。商工会との連携を深め市内のにぎわいを創出していききたい。今年度からはあさご元気産業創生センターもしっかりと関わり、創業前後の支援を行っていく。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		令和2年度から「移住起業支援事業」と整理統合すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市新製品・新技術開発等促進補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市新製品・新技術開発等促進補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	新製品・新技術開発等促進事業		29	2 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	市内事業者が行う新製品及び新技術開発等に要する経費の一部を補助することで、市内事業者の技術開発等の促進及び産業振興を図る。		
補助が必要な理由	○事業者の新たな事業展開を後押し、技術開発の促進を図る		
補助対象者	市内事業者		
補助対象事業	○補助内容: ・単独又は共同で行う、技術・製品開発、起業・新分野進出、大学等との共同研究等に係る費用のうち、設計加工や市場調査、販路開拓、広告宣伝などの費用の1/2補助 ・上限100万円		
補助率／補助額	補助の対象となる事業に要する経費の合計額の1/2	上限額	100万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新製品・新技術開発件数		2		1	元	1
②						
補助額	0	1,585,000	0	1,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	1,585,000	0	1,000,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数		2		1	—	—
実績報告書		○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国、県の制度を調査、又近隣市町の制度を参考に上限を設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	実績が過去3年で2件しかなく、効果が出ていると認められない
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新たな技術開発や新製品開発を支援する事業であり、既存企業の支援として市が支援する必要があると考える。制度の積極的な周知が不足しているため、様々な手法でPRするとともに、あさご元気産業創生センターでの相談業務の中でも積極的にPRしていきたい。
2次	廃止①	制度上、単年度内に開発を完了を前提としており、事業者の積極的な制度活用に結びつかないと考えられる。制度期間が令和元年度末であり廃止とする。
外部	廃止②	・ニーズと制度が噛み合っていない。 ・一旦廃止し、必要に応じ、事業者ニーズに合わせて制度設計し直す必要がある。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市見本市等出展支援補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市見本市等出展支援補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	見本市等出展支援事業		28	3 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	市内事業者が見本市等へ出展するために要する経費の一部を補助することで、市内事業者の販路拡大や新規受注の獲得につなげ、産業振興を図る。		
補助が必要な理由	○事業者の新たな販路開拓の促進を図る		
補助対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者		
補助対象事業	○補助内容: ・見本市等への出展費用の1/2を補助 ・国内:年間上限20万円 海外:年間上限40万円 国内、海外の併用可 ○対象経費: ①出展小間料及び会場使用料等 ②会場における装飾費(オプション代・レンタル装飾代等)		
補助率/補助額	見本市等への出展費用の1/2を補助	上限額	国内:年間上限20万円 海外:年間上限40万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 契約に結び付く見込みのある商談件数	91	145	87	100	3	100
②						
補助額	730,000	1,181,000	1,217,000	1,300,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	730,000	1,181,000	1,217,000	1,300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	16	16	17	20	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国、県の制度を調査、又近隣市町の制度を参考に上限を設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新たな商品取引、ビジネスマッチングにつながるものであり、販路拡大が期待できる事業である。事業者からは好評を得ているが、制度の積極的な周知が不足しているため、様々な手法でPRするとともに、あさご元気産業創生センターでの相談業務の中でも積極的にPRしていきたい。
2次	改正	制度期間が令和元年度末であり、判定結果に基づき、改正すること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市工場等新增設奨励金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市工場等新增設奨励金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	工場等新增設支援事業		27	4 年	2	

1. 事業概要

補助の目的	市内において工場等を新設し、又は増設する事業主及び事業用機械等を新たに購入した事業主に対して奨励金を交付することにより、地域経済の振興と雇用の促進を図ることを目的とする		
補助が必要な理由	○事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋げる		
補助対象者	市内の新・増設をした事業所		
補助対象事業	工場等の新增設を行う事業者に対し、当該新增設を行った工場等に係る固定資産税相当額を工場等新增設奨励金として交付		
補助率／補助額	当該新增設を行った工場等に係る固定資産税相当額	上限額	500万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 取得価格	82,338,000	496,201,420			3	289,269,710
②						
補助額	222,000	3,714,000			—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債	64,215	1,063,751		—	—
	その他				—	—
一般財源	157,785	2,650,249	0	0	—	—
一般財源の割合	71.1%	71.4%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	1	3			—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	固定資産税相当額として定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	制度創設の際に、市内事業者が取得した償却資産にかかる固定資産税額の平均額を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	平成30、令和元年度に実績はなく、効果が出ていると認められない
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋がるとともに雇用増に対する奨励措置であるため積極的に推進していきたい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	・周知の方法、制度設計の意図の伝達の仕方に改善余地があると思われる。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市機械等取得奨励金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市機械等取得奨励金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	工場等新增設支援事業		27	4 年	2	

1. 事業概要

補助の目的	市内において工場等を新設し、又は増設する事業者及び事業用機械等を新たに購入した事業者に対して奨励金を交付することにより、地域経済の振興と雇用の促進を図ることを目的とする		
補助が必要な理由	○事業者が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋げる		
補助対象者	市内の機械等購入事業者		
補助対象事業	機械等を取得する事業者に対し、当該取得した機械等に係る固定資産税相当額を機械等取得奨励金として交付		
補助率／補助額	当該取得した機械等に係る固定資産税相当額	上限額	200万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 取得価格	365,662,489	61,609,000	676,053,727	52,543,065	3	52,543,065
②						
補助額	2,165,000	732,000	4,870,000	735,600	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債	626,249	209,656	923,888	283,552	—
	その他					—
一般財源	1,538,751	522,344	3,946,112	452,048	—	—
一般財源の割合	71.1%	71.4%	81.0%	61.5%	—	—
補助件数	2	2	7	2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	固定資産税相当額として定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	制度創設の際に、市内事業者が取得した償却資産にかかる固定資産税額の平均額を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	事業主が販路の開拓や生産力の確保をするため設備投資などを行ったことによる財政支援を行うことにより市内経済の活性化に繋がるとともに雇用増に対する奨励措置であるため積極的に推進していきたい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部	改正	・周知の方法、制度設計の意図の伝達のしかたに改善余地があると思われる。さまざまな制度が継続的・一体的に整備されていることは事業誘致へのアピールポイントになるが、周知が不足している。 ・税務課と経済振興課の両方で全体最適の視点から情報共有のしかたを検討されたい。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市地域経済循環創造事業補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市地域経済循環創造事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	地域経済循環創造事業		28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者に対し、その事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造する。					
補助が必要な理由	○地域金融機関の融資を伴うため地域の資金を循環させることにより地域経済の活性化を図る ○事業立ち上げ後の事業に係る人件費や原材料費等の経常経費は、地元の人材・資源を活用するため雇用の創出や地域経済の循環を促進する					
補助対象者	市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。)を有し、又は設けようとする民間事業者等					
補助対象事業	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う事業者に対して、金融機関からの融資を受けることを条件として補助を行う 補助額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額とし、上限25,000千円(融資額が補助額の1.5倍以上2倍未満である場合は3,500万円とし、2倍以上である場合は50,000千円)とする					
補助率／補助額	補助金の額は、補助対象経費から金融機関からの融資額及び事業者自己資金等を差し引いた額	上限額	25,000千円(50,000千円)			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 経済循環創造効果 (売上高等/公費による交付額)			1.3倍	3.7倍	2	6.3倍
②						
補助額	7,161,000	22,419,000		25,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金	4,774,000	14,946,000	16,666,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,387,000	7,473,000	0	8,334,000	—	—
一般財源の割合	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	—	—
補助件数	1	1		1	—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市税のみで、市の徴収金となっていない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	国制度のとおり
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国制度のとおり
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	補助の効果を把握できるのが補助実施年度+2年度となる
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業への支援を行う。金融機関の融資、国からの交付金で成り立つ事業であり、関係機関と連携しながら積極的に進めていきたい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市和田山駅前活性化事業補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市和田山駅前活性化事業補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	3 企業誘致・起業の促進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市和田山駅前活性化事業		元	0 年	3	

1. 事業概要

補助の目的	和田山駅前地域の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助を行い、同地域ににぎわいをもたらし、起業等の機会を創り出す。					
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家・空き店舗の減少					
補助対象者	個人又は法人					
補助対象事業	和田山駅前地域の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …改装費の2/3以内、最高1,200千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の2/3以内、最高10万円/月(2年間) …店舗買取費用の2/3以内、最高240万円(1回限り)					
補助率/補助額	店舗改装費等補助…改装費の2/3以内 店舗賃借料等補助…店舗賃借料の2/3以内 …店舗買取費用の2/3以内	上限額	店舗改装費等補助 …最高1,200千円(1回限り) 店舗賃借料等補助 …最高10万円/月(2年間) …最高240万円(1回限り)			
上乗せ補助がある場合の根拠						

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数				2	3	2
②						
補助額				2,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	2,400,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数				2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	時限補助制度であり、3年間集中的に事業を行うため補助率を2/3としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			令和元年度からの制度で実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	この補助金は和田山駅前でのにぎわいを集中的に誘導するもので時限的に3年間限定で出店を促進し、空き家空き店舗の解消を図るもの。山陰線、播但線結節地であり、宿泊施設が多い和田山駅前地域の活性化を図ることを目的としている。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市職人技活用住宅改修補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市職人技活用住宅改修補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	個人補助金		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	職人技活用住宅改修支援事業		元	0 年	元	

1. 事業概要

補助の目的	大工、左官、建具職人(個人)が行う住宅改修事業を支援し、職人技術の活用促進、技術の継承と個人事業者の振興に寄与する。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ○職人技術の活用促進を図る ○職人技術の継承を図る ○市民の住環境の向上を図る 		
補助対象者	市民		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○職人技活用住宅改修支援事業 1 補助内容: <ul style="list-style-type: none"> ・大工、左官、建具職人(個人)による技術を活用して行う住宅改修工事に対して補助を行う 2 補助対象工事: <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上の工事 3 補助金の額 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事に要する経費の10分の1に相当する額(上限5万円) 		
補助率/補助額	・補助対象工事に要する経費の10分の1に相当する額	上限額	5万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助により実施された工事件数		52		100		
② 補助により実施された工事費総額		40,133,086		50,000,000		
補助額		2,168,000		5,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	2,168,000	0	5,000,000	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	—	—
補助件数		52		100	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			令和元年度からの制度で実績無し
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	前回は29年度実施で、恒常的に実施する事業ではない。事業の目的である、職人技術の活用促進、技術承継及び個人事業者の振興等を図る。また、実施後の検証を行い次回へつなげていく必要がある。
2次	廃止①	制度期間が令和元年度末であり廃止とする。
外部		
最終		リフォーム補助を検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名		景観形成事業補助金	担当部課	都市整備部 都市開発課		
補助要綱		朝来市景観形成補助金交付要綱	根拠法令	朝来市景観条例		
総合計画体系	15	計画的な土地利用と潤いある地域整備の推進	分類	個人補助金		
	2 潤いある地域整備の推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	景観形成に関すること		30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	朝来市らしい良好な景観を保全し、育成し、及び創造することにより、ゆとりと潤いのある生活環境を創造し、及び市民の誇りと愛着が醸成され、もって美しい魅力と活力のあるまちの実現に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	朝来市景観条例第3条(市の責務)、第4条(市民の責務)及び第5条(事業者の責務)		
補助対象者	朝来市が指定した景観形成地区内で建築物等を行う修景行為のうち、審査会の意見交換が終了した修景行為を行う者		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建物修景費…建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕等に係る工事費のうち、外観に係る経費 ・外構修景費…さく、植栽等の整備に要する工事費 ・特殊建物修景費…建築基準法第2条第2項に規定する建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕等に係る工事費のうち、外観に係る経費 		
補助率／補助額	2/3	上限額	2,000千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 修景助成件数(延べ)	1	4	1	3	3	15	
② 市民アンケート(住生活環境)			40.9	39.6	3	45.0	
補助額	2,000,000	6,635,000	1,979,000	6,000,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	1,000,000	3,317,000	989,000	3,000,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	1,000,000	3,318,000	990,000	3,000,000	—	—	
一般財源の割合	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—	
補助件数	1	4	1	3	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	旧生野町時代に制度利用を促進するため1/2から2/3に改正し、市も引き継いでいる
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国の街なみ環境整備事業の限度額200万円に準拠している
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	景観を観光資源としている朝来市としては、景観形成補助は良好な景観を維持するのに必要な制度である。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	まちづくり協議会活動補助金		担当部課	都市整備部 都市開発課		
補助要綱	朝来市街なみ環境整備事業協議会活動助成金交付要綱		根拠法令	街なみ環境整備事業制度要綱		
総合計画体系	15	計画的な土地利用と潤いある地域整備の推進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	2 潤いある地域整備の推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	街なみ環境整備事業に関すること		28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	歴史や文化に満ちた魅力ある町並みを守りながら、互いに健康で暮らし、また、住む喜びを分かち合い、愛せる郷土の構築を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	協議会は地区内の住民により構成され、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討や、地域の景観ルールを普及するための活動・パンフレットを作成しているが、地域の予算だけでは活動できないため、助成を行うことにより地域の活性化を図る。		
補助対象者	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」の規定により兵庫県が指定した景観形成地区及びこれに準ずる地区で、当該地区の街並み景観保全に資する活動を行うために組織された協議会		
補助対象事業	協議会の活動に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額とする。 ①学習会及び講演会の講師謝礼 ②研修会及び見学会の実施並びに参加に要する経費で飲食費以外のもの ③前2号に掲げるもののほか、街づくり活動に要する経費で特に市長が必要と認める経費		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標		
	実績	実績	実績	計画	年度	計画	
① 協議会活動回数(4協議会)	47	44	49	43	2	40	
② 市民アンケート(住生活環境)			40.9	39.6	3	45.0	
補助額	1,500,000	1,750,000	1,750,000	1,500,000	—	—	
特定財源	国庫支出金	750,000	875,000	875,000	750,000	—	—
	県支出金					—	—
	地方債					—	—
	その他					—	—
一般財源	750,000	875,000	875,000	750,000	—	—	
一般財源の割合	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	—	—	
補助件数	3	4	4	4	—	—	
実績報告書	○	○	○	—	—	—	

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	まちづくり協議会は、街なみ環境整備事業を計画・実施していくのに必要である。なお、事業の進捗具合に応じた補助金額の検討は随時行っていく必要がある。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・景観形成のソフト面での活動補助は妥当。 ・基準額・上限額とも設定がなく予算根拠が分かりにくい。金額根拠を明確にすべきとの指摘あり。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	小型合併浄化槽普及促進補助金	担当部課	都市整備部 上下水道課			
補助要綱	朝来市浄化槽設置促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	233	暮らしを支える上下水道の整備	分類	個人補助金		
	2 下水道事業の運営		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	文化的で衛生的な住みよい生活環境を実現及び持続する	17	14	年		

1. 事業概要

補助の目的	文化的で衛生的な住みよい生活環境を実現及び持続するため		
補助が必要な理由	個別処理区域の市民の水洗化を促すため(集合処理区域と設置費用の自己負担の差を補填する意味合いもある)		
補助対象者	住民票を有し定住している者が設置する浄化槽(営業用以外の用途に限る)の設置に要する経費に充てる費用として、促進補助金を交付		
補助対象事業	朝来市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づいて住民票を有し定住している者が設置する浄化槽で、次に掲げる事項に該当する浄化槽とする。 (1)主として営業用に使用されることとして設置される浄化槽以外のもの (2)し尿及び生活雑排水の処理を集成型処理施設で処理する区域並びに処理することとなる区域以外の区域に設置されるもの (3)し尿及び生活雑排水の処理を集成型処理施設で処理する区域並びに処理することとなる区域内であって集成型処理施設に接続することが困難である箇所に設置されるもの		
補助率/補助額	定額補助	上限額	100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 下水道水洗化率	94.2	94.7	94.9	94.9	3	96.0
② 補助件数	4	6	2	6	3	12
補助額	400,000	600,000	200,000	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	400,000	600,000	200,000	600,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	6	2		—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	水洗化率を向上させるために継続した補助が必要であるため
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	浄化槽を設置した年に、定住促進として1回限り100,000円補助のため。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	個別処理区域の市民の水洗化を促すため、また、個別処理区域の市民は集合処理区域の下水道利用者より負担が大きいと感じられているので、その軽減も図る必要があるため継続する（集合処理区域において、個別処理区域の浄化槽に該当する施設は公共樹である。公共樹は未来永劫市が管理するが、浄化槽は個人管理である）。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・一旦廃止し、効果を検証した上で再検討する。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	小型合併浄化槽維持管理補助金	担当部課	都市整備部 上下水道課			
補助要綱	朝来市浄化槽維持管理補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	233	暮らしを支える上下水道の整備	分類	個人補助金		
	2 下水道事業の運営		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	文化的で衛生的な住みよい生活環境を実現及び持続する	17	14	年		

1. 事業概要

補助の目的	文化的で衛生的な住みよい生活環境を実現及び持続するため		
補助が必要な理由	集合処理区域との維持管理費の差を補填するため		
補助対象者	住民票を有し定住している者が、浄化槽設置整備事業によって設置している浄化槽の維持管理に対し、維持管理補助金を交付		
補助対象事業	浄化槽設置促進補助金の交付を受けた浄化槽で、設置後1年を経過し、維持管理費の発生している浄化槽とする。		
補助率／補助額	定額補助	上限額	10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 下水道水洗化率	94.2	94.7	94.9	94.9	3	96.0
② 補助件数	359	358	357	410	3	410
補助額	3,590,000	3,580,000	3,570,000	4,100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,590,000	3,580,000	3,570,000	4,100,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	359	358	357	410	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	水洗化率を向上させるために継続した補助が必要であるため
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	浄化槽設置1年後、維持管理補助金として1件10,000円補助のため。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	現在も、個別処理区域の市民からは、集合処理区域の下水道利用者との不公平感を口にされる方がいる。現行の下水道使用料金の改定がない限り、維持管理補助金を1万円と設定し、現在まで支給したこと自体に問題点が出てくるとも予想されるため、下水道使用料の改定までは、集合処理区域との維持管理費の差を補填するため、今後とも事業を継続していく。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・一旦廃止し、効果を検証した上で再検討する。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市連合PTA協議会補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市連合PTA協議会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	33	魅力ある教育環境整備の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 教育環境の整備	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	教育総務一般管理事業	19	12	年	

1. 事業概要

補助の目的	家庭・学校・地域社会との強い絆を深め、子どもたちが安心できる豊かな環境づくりを進める。				
補助が必要な理由	全国のPTA活動の現状や成果を実際に聞くことによって、朝来市連合PTA協議会の課題解決や、単位PTAの連携をさらに深めることができる。				
補助対象者	朝来市連合PTA協議会会員				
補助対象事業	朝来市PTA協議会活動に係る日本PTA全国大会参加旅費				
補助率／補助額	補助対象経費の2分の1	上限額	規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(地域住民として学校教育に関わる)	28.5	28.0	31.9	33.7	3	35.0
②						
補助額	12,040	31,430	79,000	217,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	12,040	31,430	79,000	217,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	要綱とは別に交付基準として1/2以内で設定
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	PTA活動を充実させるためにも、補助金は必要である。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて再検討すること。 ・上限人数又は上限金額の設定が必要である。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市連合国際交流協会補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市連合国際交流協会補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	32	確かな学力と豊かな心を育む教育の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		2 豊かな心を育む教育の推進	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	英語教育強化支援事業	22	9 年		

1. 事業概要

補助の目的	国際社会の一員として様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を目指す。				
補助が必要な理由	アメリカの中学生の受入や、派遣を通して、海外への興味関心がわき、グローバル人材の育成につながる。				
補助対象者	アメリカ派遣員、引率者				
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■アメリカ中学生受入事業 マウントテーバー中学校、シャヘイラムバレー中学校の生徒、引率者 ■市内中学生のアメリカ派遣事業 【派遣先】 アメリカ オレゴン州 <ニューバーグ市・ポートランド市> 				
補助率／補助額	【受入】1/2 【派遣】規定無し	上限額	【受入】規定無し 【派遣】生徒1人13万円、引率者1人26万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 国際交流・国内交流など多彩な交流が推進されていると感じる市民の割合	40	39	36	40	3	41
②						
補助額	5,610,000	5,820,000	5,820,000	5,820,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	—
一般財源	5,610,000	820,000	820,000	820,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	14.1%	14.1%	14.1%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金の完納規定はなじまない 暴力団等の排除規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	事業実施上、食糧費(レセプション)が必要
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	中学生海外派遣事業は補助率の規定無し
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	受入事業は規定無し
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	海外の児童生徒との交流を通じ、グローバル人材育成につながる。これからますます国際化が進む中で、必要な補助金である。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。 中学生を派遣したことによる効果測定を行うこと。
外部	廃止②	・事業を継続することが目的にすり替わっている可能性あり。 ・国際交流協会での活動に対する補助の仕方や、活動への募集の仕方など、成果・効果を把握するための指標設定を含めて、一旦廃止の上、再検討すべき。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	遠距離通学児童補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課			
補助要綱	朝来市立小学校児童に対する通学費助成に関する規則	根拠法令				
総合計画体系	33	魅力ある教育環境整備の推進	分類	個人補助金		
	1 教育環境の整備		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	小学校遠距離通学支援事業		21	10 年		

1. 事業概要

補助の目的	遠距離地から通学する児童等の通学を容易にするとともに、保護者の通学に要する経済的負担の軽減を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	遠距離からの通学が困難であるため。				
補助対象者	対象地区児童				
補助対象事業	・路線バスの通学定期補助【生野小】				
補助率／補助額	定期バス会社の定める通学定期運賃等基準等	上限額	規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 遠距離通学支援児童数	48	48	41	38	3	
② 市民アンケート(教育環境)			36.7	37.2	3	40.4
補助額	1,431,340	1,460,930	1,374,790	1,461,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,431,340	1,460,930	1,374,790	1,461,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	29	29	28	27	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	通学手段の確保と保護者の負担軽減のためにも補助金は必要である。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・一旦廃止し、基準に合わないところは要綱改正を検討すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市中学校部活動振興補助金	担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市中学校部活動振興補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	33	魅力ある教育環境整備の推進	分類	事業費補助金ソフト事業	
		1 教育環境の整備	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	中学校維持管理事業	19	12	年	

1. 事業概要

補助の目的	中学校での部活動は、義務教育の中での活動であり、教育課程にも位置づけられた重要な活動の一つでもあるため、保護者負担の軽減を図る。		
補助が必要な理由	部活動振興による中学生の心身の健全育成と、大会出場における保護者負担の軽減を図る。		
補助対象者	市内中学校活動後援会		
補助対象事業	(1) 部活動に必要な消耗品費及び備品購入費 (2) スポーツ又は文化に係る各種大会への出場又は参加に際して必要な手続費用、交通費、宿泊費等 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める費用		
補助率／補助額	規定無し	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート(教育環境)			36.7	37.2	3	40.4
② 県中学校総体に出場した部活動数	18	14	16	15	3	
補助額	15,378,154	13,448,639	13,409,667	7,197,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	15,378,154	13,448,639	13,409,667	7,197,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	4	4	4	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定はなじまない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	×	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	保護者の負担軽減を図るためにも補助金は必要である。
2次	廃止②	補助実施期間を終了しており、一旦廃止し、効果検証の上、必要に応じて検討すること。
外部	廃止②	・一旦廃止し、必要に応じて再検討する際に金額根拠を明確にすることが望ましい。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	保育園・こども園運営改善事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	団体運営費補助金	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る				
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため				
補助対象者	市内私立保育園及びこども園				
補助対象事業	保育所等の安定経営と交付対象事業に積極的に取り組む保育所等に対して、保育内容・保育環境の充実を図る。				
補助率／補助額	1,000円×定員数×運営月数	上限額	規定無し		
上乗せ補助がある場合の根拠	事業費加算：要綱中の対象事業のうち、実施事業数による加算 年額100,000円×実施事業数 看護師配置補助：月額65,000円×看護師配置月数				

2. 費用対効果(単位：円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	8,840,000	8,792,000	9,152,000	9,152,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	8,840,000	8,792,000	9,152,000	9,152,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約	○	○	○	—	—	—
団体の決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性有
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること	○ ○ ○	○ ○ ×

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		保育士確保に対する支援策(家賃補助等)を検討すること。

区分	既存
----	----

補助事業名	保育所等地域活動事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	世代間交流や異年齢児との交流を通じて、感受性豊かな人格形成を図る。		
補助率／補助額	50,000円	上限額	50,000円
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	300,000	300,000	300,000	300,000	—	—
特定 財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	300,000	300,000	300,000	300,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	6	6	6	6	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性有
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、ニーズに合致した一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 補助対象経費を明確化すること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	障害児保育事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	集団生活が可能な障害児の受入れを円滑に推進し、当該障害児の福祉の増進を図る。		
補助率／補助額	障害児加配保育士1人につき100,000円(月額)	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	7,900,000	7,700,000	5,100,000	4,800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	7,900,000	7,700,000	5,100,000	4,800,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	4	3	3	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、ニーズに合致した一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	地域保育センター運営事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1	年	

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	こども園の降園後、家庭で保護者等の保育を受けることができない園児を受け入れている保育所等について、園児の受入体制の充実を図る。		
補助率／補助額	交付要綱による	上限額	交付要綱による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	2,160,000	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,160,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	2	0	0	0	—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性有
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	平成29年度から放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)に移行のため、廃止とし、要綱から削除する。
2次	廃止①	1次評価のとおり、廃止とする。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	病児保育サポート事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1	年	

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	やむを得ず病気の子どもを見ることができない保護者を支援するため、保育所等が窓口となって嘱託医等への付添い及び病児保育施設への搬送を行うことにより子育て支援の充実を図る。		
補助率／補助額	1回600円	上限額	規定無し
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	40,200	38,400	29,400	78,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	40,200	38,400	29,400	78,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	4	3	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、ニーズに合致した一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	施設環境整備事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	事業費補助金ハード事業	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	保育所等の環境整備を実施し、保育環境の充実を図る。		
補助率／補助額	100万円以内	上限額	100万円
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額		3,000,000	1,000,000	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	3,000,000	1,000,000	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	—	—
補助件数		3	1	0	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項		
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域の特性に配慮した子育て支援を行い、保護者が安心して就労及び子育てができる環境を整えるためには継続が望ましい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 類似制度との整理統合を検討すること。 補助対象経費を明確化すること。
外部		
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	休日保育事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	事業費補助金ソフト事業	
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	私立保育所・こども園運営改善事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	保育内容・保育環境の充実を図る		
補助が必要な理由	地域子ども・子育て支援事業に取り組む市内の私立保育園・こども園への補助のため		
補助対象者	市内私立保育園及びこども園		
補助対象事業	朝来市休日保育事業要綱(平成27年朝来市告示第65号)に基づき、休日保育事業を行う保育所等について、運営体制等の充実を図る。		
補助率/補助額	交付要綱による	上限額	交付要綱による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	4,505,120	0	0	0	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,505,120	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	1	0	0	0	—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	×	食糧費に充当されている可能性有
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	定額補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	×	2年間実績無
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	認定こども園での、ニーズに合致した一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましいが、他園の児童の受け入れについて保護者に対する啓発が必要。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。
外部	改正	・市の子育てサービスの一環として残す。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	幼保一元化施設整備事業補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	朝来市幼保一元化整備支援事業補助金交付要綱	根拠法令	社会福祉法		
総合計画体系	33 魅力ある教育環境整備の推進	分類	事業費補助金ハード事業		
	1 教育環境の整備	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	幼保一元化施設整備事業	30	1 年		

1. 事業概要

補助の目的	就学前の乳幼児を対象に、幼稚園・保育所という施設で分け隔てすることなく、施設を一元化し運営する「認定こども園」によって、一貫した教育保育を行うことができ、スムーズな小学校への就学を迎えられるようにすることを目的に、幼保一元化施設の整備を実施する。		
補助が必要な理由	施設整備を行うことにより、保護者が安心して就労及び子育てができる環境を整える		
補助対象者	市内私立こども園		
補助対象事業	幼保一元化施設整備事業		
補助率／補助額	交付要綱による	上限額	交付要綱による
上乗せ補助がある場合の根拠	魅力ある教育環境の整備のため		

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	57,864,000	139,740,000	20,852,598	0	—	—
特定財源	国庫支出金		91,795,000		—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	57,864,000	47,945,000	20,852,598	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	34.3%	100.0%	0.0%	—	—
補助件数	1	1	1	0	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団等排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国・市上乗せ補助を合わせ3/4補助
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	認定こども園での、一貫した教育保育を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境となるため継続が望ましい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 類似制度との整理統合を検討すること。
外部	改正	・類似制度との整理統合について、市で判断すること。
最終		

区分	既存
----	----

補助事業名	民間保育所施設整備費補助金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課		
補助要綱	民間保育所施設整備費補助金交付要綱	根拠法令	社会福祉法、児童福祉法		
総合計画体系	33	魅力ある教育環境整備の推進	分類	事業費補助金ハード事業	
	1 教育環境の整備		開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	民間保育所施設整備事業	28	3 年		

1. 事業概要

補助の目的	法人が行う児童福祉法に規定する保育所整備を推進し、地域の特性に配慮した子育て支援を行うことを目的とする		
補助が必要な理由	施設整備を行うことにより、保護者が安心して就労及び子育てができる環境を整える		
補助対象者	民間保育所		
補助対象事業	民間保育所施設整備事業 施設の整備に必要な工事費		
補助率／補助額	3／4	上限額	交付要綱による
上乗せ補助がある 場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 待機児童数	0	0	0	0	3	0
② 市民アンケート(子育てサービス)		65.5	57.0	62.0	3	70.0
補助額	8,880,000	15,900,000	0	0	—	—
特定 財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債	8,880,000	15,900,000		—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	1	1			—	—
実績報告書	○	○		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体の規約				—	—	—
団体の決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	市の徴収金、暴力団排除の規定無し
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	地域の特性に配慮した子育て支援を行い、保護者が安心して就労及び子育てができる環境を整えるためには継続が望ましい。
2次	改正	判定結果に基づき、必要な改正を行うこと。 類似制度との整理統合を検討すること。
外部		
最終		